

平成26年9月1日

第14回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第14回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成26年9月1日（月曜日）午後1時開会

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部理事兼政策調整監	福田文弘君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長	荒井敏明君	水道部長	佐藤信彦君
市民総務部次長兼総務課長	高橋敏也君	産業環境部次長兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長兼土木課長	赤間忠良君	震災復興推進局次長兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監	鈴木正信君	環境課長	菊池有司君
都市計画課長	阿部光浩君	下水道課長	佐藤寛之君
政策課長	川村淳君	財政課長	阿部徳和君

総務課長補佐 武田光由君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君 庶務係長 鈴木忠一君
主査 小林久美子君

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 参考人意見聴取実施要綱

1 日時

平成26年9月1日（月）午後1時～午後5時

※会議は延長される場合もあります。

2 場所

塩竈市役所 3階 本会議場

3 案件

- (1) 東日本大震災に係る一時仮置場（4カ所）の管理について
- (2) 危険家屋の解体について
- (3) 有価物の処理、特に越の浦に集積された非鉄有価物の処理方法に関して
- (4) その他の関連事項について

※特に浦戸地区については流出家屋の取り扱い、解体面積の誤差等に関して詳細に意見を求める。

4 参考人

前塩竈市産業環境部環境課長 村上昭弘氏

元塩竈市市民生活部環境課長 澤田克己氏

5 次第

- (1) 開会
- (2) 参考人の陳述
- (3) 委員から参考人への質疑

6 意見聴取時間等

- (1) 参考人の陳述 1人15分以内
- (2) 委員の質疑時間 1人おおむね30分

7 参考人の発言等

- (1) 参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- (2) 参考人の発言は、案件の範囲を超えてはならない。
- (3) 参考人の発言が、その範囲を超え、または参考人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、または退席させることができる。
- (4) 参考人は、委員会が特に許可した場合を除き、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。
- (5) 委員は、参考人に対して質疑することができる。なお、参考人は、委員に対して質疑することができない。
- (6) 委員は、参考人に対する質疑に際し、礼を失することのないよう心がけるとともに、追及調の発言は慎むものとする。

なお、参考人については、地方自治法第100条に基づく調査における証人とは異なり、出頭拒否や証言拒否、また、虚偽の陳述に対する罰則の規定はない。

会議に付した事件

2. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 始まります前に、本日ちょっと少々蒸し暑い日でございますので、お暑い方は上着をおとりいただいて結構でございます。

ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。

また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

内形副市長。

○内形副市長 7月30日開催の第13回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会で要求のございました資料のうち、提出可能なものにつきましては同調査特別委員会資料（その12）として取りまとめ、去る8月26日にご配付させていただいておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは、以上であります。

○志賀委員長 できない資料についてはどうでしょうか。（発言あり）はい、わかりました。

それでは、市当局より資料について説明をお願いいたします。

小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、本日配付させていただきました東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料（その12）についてご説明を申し上げます。

まず、表紙の1番目でございます。浦戸地区被災建物等解体運搬支援事業委託関係（102件以外）一覧表でございますが、これは前回7月30日の委員会提出資料（その11）の4、浦戸地区危険建物解体物件一覧をベースにいたしまして、まとめられた物件について、それぞれの設計金額、法務局の登記簿面積、資産証明書の面積をつけ加えたものでございます。

資料の1ページをお開き願います。

表の一番上の項目をご説明申し上げます。左から、件としまして番号がございます。これはただいま説明しましたとおり、前回提出した資料の一覧表の番号と同一にしております。まとめられた物件は83番から最後の102番までとしておりましたので、その番号を今回の資料に

も使用しているものでございます。

次に、解体依頼に係る受理番号を記載しております。また、その右には、1件ごとにばらした場合の設計金額ということで記載をしております。その合計は、前回提出資料のをまとめた金額での請負金額となっております。

次に、解体場所、解体面積を記載しております。さらに、次に登記簿の面積と資産証明書の面積、これはそれぞれ記載されているものを全て載せております。また、その次には完了年月日と支払い年月日がありまして、一番右の欄のページでございますけれども、この後説明をいたします8ページ以降に添付いたしました現場写真に対応したページを付したものでございます。数字ではなくハイフンとなっておりますところは、今回写真の添付がない物件でございます。

次に、8ページから167ページまでですが、ただいま申し上げましたとおり、まとめられた解体物件に係る現場写真となります。

さらに、次の3番目でございます。浦戸地区における危険建物解体申請があったもののうち、瓦れき処理で対応した物件の一覧でございます。これは、島民の方々から建物の解体依頼の申請を受けたものの、解体ではなく瓦れき処理で対応したものの一覧となります。

168ページをごらんいただきたいと思っております。168ページは、解体依頼書の受理番号と島の地区名、該当するページを一覧にしております。件数として58件になります。

次の169ページから172ページまでが、島ごとの該当箇所の位置図でございます。また、その次の173ページから288ページにかけて、それぞれの解体依頼書の書面と罹災証明を添付させていただいております。

次に、289ページから301ページにかけましては、4番の有価物処理実績報告書でございます。これは、災害復旧連絡協議会と結んだ有価物処理の覚書に基づき、協議会から売却額の報告をいただいた書類でございます。

最後に、302ページからでございますが、5番目の公共工事設計労務単価となります。関連するところを抜粋した一覧となっております。

以上が今回提出させていただいた資料の説明でございますが、前回の委員会におきまして、別に資料要求がありました3点の資料、1つは島民給与に係る業務日報等の資料、これは既に提出した平成24年1月分を除いたもの全て。そして、2番目としましては、平成25年6月25日開催の旧塩竈市災害復旧連絡協議会報告会資料における、浦戸諸島の請負額13億7,287万

3,950円の業務ごとの支払い内訳。そして、3つ目としまして、浦戸地区の危険建物解体に係る東華建設株式会社と東北重機工事株式会社の協議会への請求書、これらにつきましては、8月1日に旧協議会事務局へ資料の提出を依頼いたしましたが、8月8日、文書により回答があり、これまで委員会に出席し、誠心誠意ご説明をしまいたところですが、今般会員の一部の方々から、執行部5社へ民事訴訟が提訴され、係争中であるため提出を差し控えさせていただきたいとの内容でございましたので、今回は提出をしていないところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 本日は、要綱の3案件に記載されているとおり、(1)東日本大震災に係る一次仮置場4カ所の管理について、(2)危険家屋の解体について、(3)有価物の処理、特に越の浦に集積された非鉄有価物の処理方法に関して、(4)その他関連事項について、以上4点につきましてご意見をお聞きするために参考人にご出席いただいております。

本日は、2名の方々に参考人としてご出席を要請いたしました。

それでは、本日ご出席いただきました2名の参考人の方をご紹介いたします。

元塩竈市市民生活部環境課長、澤田克己様。前塩竈市産業環境部環境課長、村上昭弘様。本日ご出席をいただいた参考人の方々は、以上であります。

参考人の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。本日は、お手元にご配付の実施要項に基づき調査を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、参考人の方々は、地方自治法第100条における調査とは異なりますので、出頭拒否や証言拒否、また虚偽の陳述に対する罰則の規定はございませんので、このことをご理解の上ご発言ください。

これより参考人の陳述に入りますが、陳述の申し出がありませんので、参考人の陳述を終了いたします。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田委員 では、まずは資料、25年6月10日開催の東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料、これから最初入らせていただきます。

今回の災害復旧連絡協議会の成り立ちについて、前回もお聞きはしているんですが、ちょっとその辺を確認しながら進んでいきたいなというふうに思います。

有価物のことについて、最終的にはちょっとお聞きしたいんですが、その他関連事項として欠かせないことかなというふうに思いますので、質問をさせていただきます。

まず、この災害復旧連絡協議会については、実際にこの設置されたといえますか、規約もつくって、それについてはたしか5月20日ぐらいだったというふうに私は記憶しているんですが、前回お聞きして。実際の作業は、もう3月12日の震災の次の日から自主的に塩竈市災害防止協力会、それから塩釜市建設協議会、この人たちが、もう次の日から活動といえますか、復旧に向けて動いてくれたというふうにお聞きしています。そして、それを二つ合わせてこの協議会を設置したのが5月20日ごろだったと思うんですが、その経緯について、できましたら澤田さんにお聞きをしたいと思います。設立の経緯です。

○志賀委員長 澤田さん。

○澤田氏 この災害復旧連絡協議会は、以前は二つの団体がございまして、市民清掃なんかのときにも協力をいただいております。私の記憶では、5月ということではなくて、もう災害が起きたすぐに役員の方々がなんか集まられて、当時事務局を持っておられたのは昔の建設部、防災がちょっとその辺定かではもうないんですけれども、そちらのほうからの情報として一本化されたということで、これは未曾有の大災害ですから、塩竈の中で分かれているということも、私は個人的におかしいかなと思っていたら、一本化されたということだったので、これは非常にいいことだというふうに記憶しております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。先ほどの説明が足りなかったかなと思うんですが、今澤田さんが回答された形で、もう次の日から活動されていたと。そして、いろいろやりとりはやられたと思うんですね、その二つの協会ですか。そして、実際にこの正式な形で書類上設立というのが、たしか5月の20日ぐらいで、追って3月12日ということで、この設置についての締結をされているというふうに、この間2回目か3回目の折にそういったことをお聞きしたと思います。そして、その中での規約についてもそれまでにつくられたと、実際のあれは5月にし

る、活動は災害の次の日からされているということだったと思います。そして、そこでいわゆるこの規約が結ばれているわけですけれども、正式なやつは5月につくったというふうに私はお聞きをしているのですが、次の日からその活動した内容で、多分いろいろと打ち合わせをやっていると思うんですよ、すり合わせといいますかね。例えば、この瓦れきについてはどうしよう、ああしよう、有価物についてはこういうふうに進めていこうとか、それからその二つの会があるわけですけれども、それをこういうふうにまとめていこうとか、そういう話し合いが徐々にされてきたと私は思うんです、察するんですね。そして、5月中過ぎぐらいにきちんとした書類をつくって締結したと。それについては、設立は3月12日にしてあるということなんですが、そのいろいろやりとりの中で、細かなことをいろいろ、これをつくるまでの間にやっていると思うんです、ただ片づけなさいではないと思うんです。その辺のことを、当時のことをちょっとお聞きしたいなという、どういった、例えば瓦れきの処理についてはどうする、その中の有価物はどうするとか、そういう話し合いをそのころなされたのではないかとこのように思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○志賀委員長 澤田さん。

○澤田氏 まず、一番先に手をつけなければならないのは瓦れきの片づけではないかということは、皆さんの一致した意見だったと思います。当時、環境課所管の部分と、それから道路にもかなり瓦れきがありまして、道路の交通を妨げていたということがありましたので、そういった道路の管理の面ということで建設部と、環境課といいますか当時の市民生活部が一緒になって、いろいろ役割分担なり効率的な対応なりということで、協議は何度か持ちまして、あるいは環境課のグループと、それから建設部のグループという部分も当時最初のうちはございまして、そちらの部分では、ではこのエリアはきょうはこっち、あしたはあっちとかいろいろまず綿密な打ち合わせをしていきながら進めていったというふうに記録しております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それで、5月中過ぎに、災害復旧連絡協議会の規約もつくって締結をしているんですが、その間にやりとりが多分あったと思うんですよ。今の瓦れき処理はもちろん、当初のことですからもちろんあったことは確かですし、それがある程度進めば、それをどこに運ぶ、それからどういうふうに分別する、最終的にこうしようという話が、私はあったのではないかと、あって当然のことだと、それは震災後二、三日はそういう話はなかったと思うんですが、手一杯で。後になれば、5月になれば、4月になればそういう話も出てきたと私は

察するわけですが、そういう話は一切出さずにもう、澤田さんはたしか5月いっぱいまでいたと思うんですが、それまでの間はそういう話、瓦れきの処理だけで、片づけですか、そういったところで終始したのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 澤田さん。

○澤田氏 まず、4月いっぱいにはもう本当に瓦れきの処理だけで精一杯でして、なおかつ瓦れきにつきましても分別といいますか、そういった形をやれたかというのは、これは現場では無理ということで、全て分別しないで中倉に搬送しております。そういった状況の中で、5月に入った段階で、その協議会のいろいろな設立の経緯の打ち合わせとか、そういった形ということに関しましては、所管が私のほうでは、環境課については協議会の事務局のほうの所管ではございませんので、情報として一本化されたというふうには書類としていただいていたのですが、中身の規約の検討とかそういったことについては環境課のほうではかかわっていませんでしたというふうに記憶しております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。そうすると、どの課がいわゆるこの協議会設立やらその窓口といいますか、こういったことに踏み込む、もちろん建設部なんでしょうけれども、建設部のどここの課が所管されるといいますか、窓口になって進められたのか、そこをちょっと教えてくださいたいと思います。

○志賀委員長 澤田さん。

○澤田氏 済みません、ちょっと当時の記憶が曖昧で、建設部のどこかというはちょっと記憶しておりませんので、お答えをちょっと差し控えさせていただきます。

○鎌田委員 建設部のことは確かなのかなというふうに思います。その後引き継いで村上さんがやられているわけですが、今の質問をずっと聞いていて、今の経緯をどう思われるのか、その中で知っていることはどういうことなのか、ちょっとお話しいただければと思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 鎌田委員もご存じのとおり、私は6月1日からでございましたので、今澤田元課長がおっしゃった経緯の部分に関しては、率直に言いますと存じ上げていない部分でして、ただ二つの協会が一緒になって、塩竈市のために努力するんだということで一緒になったんだよという話は聞きましたけれども、どういった経緯でというのまではちょっとわからないというのが正直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ということですが、これには市長、副市長はかかわり合いはあると思うんですが、その辺の、以前にもそういう話で、私話したような形でお聞きはしたんですが、その瓦れきの処理をどうしようとか、有価物についてはどうしようとか、危険家屋解体についてはどうしようとか、そういうある程度の構想があったかと思うんですが、そういった話は3月、4月、5月、その辺でやられていなかったのでしょうか。そこを市長さんか副市長さんにお聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 ただいまのご質問でございます。まず、今澤田参考人のほうもお話したとおり、まずは道路に堆積した瓦れきを処理しなくてはいけないということで、まず中倉あるいは新浜町に、まずはその分別しないで混載した瓦れきを運びました。その後、新たに越の浦の二次仮置き場のほうを整備いたしまして、県のほうからお借りしまして市で整備して、そちらのほうに新浜のグラウンドに置いた分については、この分についてはしっかりと分別をして運んだということでございます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私も新浜のほうは見ておまして、確かに洗濯機は洗濯機とか、そういったぐあいに山になっていたなという思いがあります。その後、今度その有価物の処理についてですが、まず価格なんです、平成23年の8月までは、売値がキロ3円だったと。それが8円にしてほしいということで、副市長さんが23年の8月に来られてということのリサイクルさんにはちょっとお聞きはしたんですが、（「鎌田委員、キロ3円ではなくて、キロ5円です」の声あり）5円ね、5円から8円ね。それについての経緯、買い取り価格といいますか、それについて村上さんはご存じはないでしょうか。直接やっぱりこのかかわりある場所だと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 当時、我々有価物、越の浦に搬入した家屋解体に伴います金属類に関しましては、率直に申し上げますと、幾らだという形で当初から考えておらなかったところが率直なところでございます、ただし有価物であるというのは認識しておりました。ただ、その前に我々としては、震災に伴って発生した瓦れきでございますので、何としましてもいつときも早く処分したいと、中倉、越の浦、新浜町それぞれ本当にいっぱいになりそうでした、何とかして処

分していかないとだめだというのがまず念頭にございましたので、金額に関しても少しおくれたことがあるかもしれませんが、何とかその値段をつけていただいて処分させていただいたところが率直なところでございます。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。それで、この分別についてなんですが、参考人として来ていただいた方々から、やはり危険家屋解体の折には、アルミはアルミ、それから骨材は骨材とか、ちゃんと分別しなさいと、それでないと受け入れてくれないよという、受け入れないよという話が出ました。そして、この撮っていた写真も持ってきてくれました。そして、そんな中で環境課のほうから、分別をきちんとしないとだめだよという注意を受けたという業者の話の一部聞いてはいるんですが、その受け入れに際してはどういった形で、きちんと分別しなさいよとか、混合で何でも構いませんよという話にしてあったのか、その辺の事情についてお聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 鎌田委員おっしゃるように、我々越の浦に搬入する際には、分別を徹底してほしいというお願いはさせていただきました。これは当初から、越の浦は狭いものですから、リサイクルということを念頭に置いておりましたので、リサイクルが可能である木、木質類、それからコンクリート、これは再生骨材として使うというのは当初から考えておりましたので、それから金属と、この3種類には分けて持ってこないと受け入れは難しいですという話はさせていただきました。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 木やらコンクリート、それから金属という大きなくくりであったわけですが、金属については、ご承知のとおり鉄、骨材もありますし、ブリキもありますし、アルミもありますし、それから銅製品もありますし、ステンレスもあると。その中で金属は一くくりでいいという、分別しなくていいという指示だったのでしょうか、その辺の詳しいことをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 我々ほかの自治体に確認しましても、アルミとか銅とか、そういった形で分けるのではなくて、金属として一括して集めているというか集積しているという形で取り組んでいると、大多数の自治体がそうだということでございましたので、我々としても作業効率を上げ

るためには、そういった形で金属として集めて、それを処分するというふうに考えておりました。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この間参考人に来られた業者の方は、ちゃんとアルミはアルミできちんとトラックに積んで写真も撮ってあると。それから、鉄くずというほどではなくても、ブリキはブリキ、骨材は骨材というふうにきちんと区分けをしてあります。家屋解体する際には、もうばしゃっと潰してそのままぼんと積んでいくのであれば別ですけども、本来はみんなやっぱりそういうことで、サッシをとったりブリキを剥がしたり。阿部さん何か意見があるんですか。そんなわけで、いろいろやると思うんですが、もうそれが常識的なものだと私は思います。そんな中で、そういった扱いをしたといっても、業者の人たちはきちんと分別して持っている。リサイクル会の方からは、きちんと分別しないと受け入れないと言われていたということなんです。これはちょっとおかしな話で、随分話の食い違いがあるなというふうに思うんですけども、そういった指示はしないものの、実際そういうふうに分別して入ってきているということは確認はしていないんですか。環境課におられた方は、もちろん1日1回は行ったのかと思うんですが、行けないにしろ1週間に何回かは行って見ているというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 お答えさせていただきます。確かに私も越の浦に毎日行けたわけではないんですけども、できるだけ行くようにしておりました。その中で、繰り返しになりますけれども、私の認識としては、コンクリートはコンクリート、それから木材は木材、金属は金属という山になってると、三つの大きな山になっているというのは見ておりましたし、認識しておりましたけれども、その金属がアルミだったり、例えばそういったステンレスだったりというふうに分かれているという認識は持っておりませんでしたので、その辺はご了解いただければと思います。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 その辺はおかしいなという、業者の大半の人は良心的で、そういうふうに分別をして持っていったものだろうと。私もここで何度か言わせてもらいましたが、近所の解体やら何やらを見ている、そういう分別の仕方をしていましたし、そういう形で持っていくのが当然のことなんでしょうと私は思うんですね。そして、ではその今後のスクラップとして、

山をつくってあったとしますよ。それを青南さんに送っているわけですがけれども、その中で細かく鉄骨材は骨材、ブリキはブリキでいろいろ分かれて出されています仕切り書があるしね。なぜこの中で、銅やらアルミが出てこないんでしょう。これについてはどういう解釈をしますか、村上さんお願いします。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 お答えさせていただきます。率直に申し上げますと、我々記憶もちょっと定かでないところもあるんですけれども、そういったその仕切り書云々ということではなくて、我々としては本当にきょうどのぐらいの容積のある金属類を処分したのかということを一生涯懸命考えておりましたので、その中でアルミがどうだ、ステンレスがどうだというのは、余り我々の認識の中ではなかったというのが率直なところだと思います。済みません。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 でも、几帳面な賢明な村上さんは、私はきちんと見ているのではないかというふう
に察するわけですがけれども、これについて余り話を進めても、これ以上進みそうにないんですが、この価格の問題で、先ほどのやつにちょっと戻らせていただきます。これは、運送費も含めて最終的には15円だったと思うんですが、そういった処理でよろしいのでしょうか。村上さんにお聞きします。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 当時の記憶をたどれば、たしか15円をお願いしておったというふうに考えております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 しからば、その15円の内訳といいますか、どういう形でその15円になっているのか、内訳をちょっとお聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 その内訳につきましては、申しわけございません、もうちょっと覚えておらないものですから、できれば今その手元に資料のあるもののほうからお答えさせていただくのがよろしいかと思えます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ということなので、この15円の成り立ちについて、ちょっと前もお聞きはしているのですが、改めてその内訳を教えてくださいたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 まず、15円ということでお話が出ておりました。この15円というのは、たびたび申し上げているとおり、有価物の価格がなかなか決められないでおりましたので、震災当初からその覚書を締結するまでの期間のそのスクラップの相場の価格の高値の平均をとって、15円相当がよろしかろうということで、協議会のほうとまず協議をしてそのような価格を決めさせていただいて、覚書のほうを締結させていただいたということになります。ただ、覚書のほうは、申し上げたとおり運搬などの諸経費がございますので、その諸経費が7円ということで、差し引きそのキロ当たり8円を市のほうに納めていただくということの覚書の内容になっております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、内訳としてはキロ15円のうちの、実際ものの価値としては8円だと、残りの部分の7円については管理費というか運搬費だということによろしいんですね。そうすると、実際はその積み込みやらなんやら、持ち込みは一部そのリサイクル会の中で搬送はしているものの、ほとんどは青南さんが取りに来て積んでいるという形になっていたと私は理解をしているんですが、その辺の実態についてはいかがでしょうか。そのころは村上さんがやっていたらっしゃると思うので、村上さん。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 お答えになるかどうかわかりませんが、私どものほうでは青南商事が運んでいるかどうかということまでは、済みません、私はちょっと確認はしておりませんでした。運んでおるといっことは見ておりましたけれども、どこの車だったとかというまではちょっと覚えておらないというのが正直なところです。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 青南商事さんが運んでいるということだったと思うんですね。そうすると、その8円、7円、運送費、管理費が7円だと、全部が運送費で7円というわけにはいかないにして、例えば5円とか何円になるはずなんです、そういったリサイクル会さんでみんな運んでいるないしは管理している、大もとの協議会のほうでやっているということであれば、これはダブルでカウントしてくる話だと私は思うんですよ。その辺をちょっとどういうふうにかえたらいいのか、教えていただきたいというふうに思います。（「どなたに聞きますか」の声あり）じゃあ環境課で。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 まず、有価物のそういった諸経費を決めるに当たりまして、これも村上参考人が申し述べておりましたけれども、各市の事例等も参考にして、諸経費もそのような形で出しているということで、それに踏まえまして7円という諸経費を設定させていただいたところでございます。今ご指摘のように、青南商事さんが、リサイクル会さんが直接運搬もしているようだというお話でしたけれども、私もその件については、当然私も後任ですので、後からそういった事実を知りましたけれども、この辺につきましては、以前出ておりました豊島の坂本参考人もちょっとお話ししていたかと思えますけれども、それぞれの企業間交渉の中でそのようなやりとりも行った上で、そういった有価物の取り引きをしているということでお話がありましたので、そのように説明したいと思います。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうしますと、企業間でいろいろそういった契約でやったにしろ、実際はそうするとその価格の内訳としては管理費、運搬費が7円だということになって、買い取り側の交渉による話なのかもしれませんけれども、リサイクルさんは運ばずに青南商事さんが取りに来てという形であると、これはちょっと運送費がダブっているのではないかと私は思うし、そういうことであれば、市当局としてはそれは返還してもらおうとか、そういう事実であればそういったふうにはなりませんか、そういった考えにはなりませんか。もう一度お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほども申し上げたとおり、まずそういった諸経費の設定としては、まず妥当なものだというふうに認識しております。坂本参考人もおっしゃったように、企業間交渉のやりとりの中で、場合によってはその有価物の引き取り価格、そういったのにも影響して、契約といいますか買い取りをしているようなことも考えられますので、そういったことでご理解いただきたいと思えます。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私から見れば、それは二重カウントされている部分だと私は思うんですよ。ですから、これは大きな問題で、私が例えば行政側の長やらなんやら責任者であれば、これはおかしいよと、ではこれは返金してくれという、そういった形が本来の形ではないかと私は思うんですけれどもね。これを今やりとりしても、多分終わらないんでしょうから、そういった形で私は疑問だということを申し上げたいし、市当局ではそういうふうにするべきだし、管

理もすべきであったと。今後、今からでも遅くはないと、返納の手続をすべきではないかと私は思うんですね。

それから、話はちょっと戻りますけれども、有価物についてもアルミ、銅が全然出てこないというのは変だと、これはどう考えても、分類は多分してあると、全部してあると、ほとんどの業者がしていると。それが持ち込まれて、その中で別経路で売られた可能性もあると、流れた可能性もあると、そういうふうな可能性が十分高いのではないかと。記憶がないというふうに言っていますけれども、あれだけ災害があつて、強烈なあれであつたし、その分別だつて山になっていたはずですよ、多分。アルミはアルミ、銅の山、それからステンレス、それから鉄と、鉄も多分それもうちょっと分類して、鉄骨とそれより小さいブリキやらなんやらと分けたらうと、分けるのが当然だと、これは常識的な話ではないかなというふうな話をさせていただいて、私の質問は終わります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、私のほうからも、出された資料を確認しながら質疑を行いたいと思います。（その12）のところを中心に確認をさせていただきます。

今回、それぞれ先ほど前段説明がありましたとおり、受理番号あるいは設計金額、その他面積等が示されております。私は、主に流出をしたという、罹災証明願の中で流出というやつで、それとの関係で確認をさせてもらいたいと思うんです。現場写真が出ておりますので、そこも含めた確認をさせていただきます。

例えば、このページでいいますと、まず3ページのところで、上のほうに「本-000166」というのがございます。ここに設計価格が144万6,456円と、こういうふうに載っております。ページ数で写真でいいますと、68ページのところに示されております。この方のまずその家屋、ここの写真を見ますと、建物解体等は68ページの3枚ここに写真が載っておつて、ちょうど道路、これ桂島ですかね、道路のほうにずっと歩道沿いに両脇に瓦れき状態になっていて、ほぼ流出していて何もなしということが載っているんですが、隣のページを見ると倉庫的なものがありまして、69ページ、これは解体という形になるんでしょうけれども、いずれにしても、母屋の関係でいいますとそういうふうな状況が見受けられます。その辺の、前段もここを対象にちょっと質疑はさせていただいたんですが、家屋解体としてなぜその、言ってみれば取り扱いになってしまっているのか、その辺の捉え方、考え方をちょっと最初に確認させていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 我々の中では、まず率直に言って罹災の状況、そういった大規模半壊でありますとか全壊でありますとかそういう流出ということに、特に大きくこだわって区別しながら解体を行っているということではございません。島民の要望は、この場合は浦戸ですので、島民の解体依頼の申請に従いまして、解体できる物件、あるいはそうでない物件というふうに現場で確認しながら行っているということでご理解をお願いいたします。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 島民の方々の罹災願というのが、同意書というのが前段出された別冊ですか、102件以外というところに確かに載っております。ただ、私も先週環境課のほうに赴きまして、ざっと10件ぐらいの、番号でいいますと先ほど言った「000166」とか「000364」とか、ちょっと細かくなりますから、最後は「00298」そこまで見させていただいたのですが、ファイルがありまして、ファイルに危険建物解体というふうに手書きで書いているんですね。そうすると、もともとないもの、本当は瓦れき処理で、既に流出をしておりますので、建物の解体というのではなくて、本当は瓦れき処理の搬送というふうになるのではないかというふうに捉えているんですが、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 これまでも経緯をご説明いたしましたとおり、まとめられた解体の物件がこのような案件ということでございます。ちょっと書類の整理上、そういったまとめられたということがございましたので、一斉に表紙のつけ方等もということがありましたけれども、解体でこの物件につきましては処理しているということで間違いはございません。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、117ページをお開きください。117ページのところに「本-000061」というのがあります。着工前、これほとんど更地に近い写真なんですね。完了というのが2段目にあって、ほぼ更地になっていて、果たしてこれで危険建物解体としての対象なのかと。写真は恐らくうそをつかないでしょうから、写したのはそのままの写真なので、その辺が施行前、完了、見ても上のほうは何かトラックみたいなのが転がっていて、あとはほぼ更地なわけですよ。下のほうもほぼ更地ですよ。何を一体撤去したのか、何を解体したのか、その辺が写真を見受けた中では私たちとしてはとても理解できない。さっき島民の方の申請のようですけども、これだと何も片づけるだけの関係だけで成り立つのではないかと、

それこそそういったふうになるのではないかなと思うんですが、その辺の関係はどうなんでしょう。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 伊勢委員ご指摘のように、確かに十分な写真がないものもございます。できれば確かに解体前とか解体後もあれば一番よろしいかとは思いますが、そういった写真にもちよつと協議会から提出されたものにもばらつきがあるようでございますが、環境課ではとにかく現場に赴いて、そういった履行の確認、施行状況の確認をしておるところでございます。

なお、その瓦れきで処理したものと、今回提出資料の3番で、解体依頼申請があったものの瓦れきで処理しておりますという物件が58件ほど、先ほど産業環境部長からご説明があったところがございます。こういったのも、我々としては解体依頼がまず上がりましたので、現場のほうに協議会にお願いして現地に行ってもらって調査をしてもらうという行為を行っております。その結果、やはり中にはもうかなり瓦れき状になって、もう解体というような作業を行えないようなものもあるという報告を受けた中で、環境課に報告が来ますので、それでまた再度申請者のほうにお話をし、申請者の了解の上、申請者が特に瓦れきでそのまま処理してもらって構わないというようなお話をいただいたものは、瓦れきでいち早く、当然島内環境、作業用道路も確保しなければなりませんので、そういった作業を行わせていただいたと。若干中には、やはりどうしても中に大事なものがあるとか、貴重品があるので瓦れき処理は待つてほしいという、そういったお話もございましたので、そういったものは解体作業の中で、日にちも申請者と立ち会いを行い、あわせて立ち会いをしていただいて、そういったきめ細かい解体作業を行ったということで区別しておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、117ページの写真というのは、これは協議会から上がったのでしょうか。それとも、市の環境課で現場立ち会いで写真を撮ったのでしょうか。その辺ちよつと確認させてもらいます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 これは、協議会のほうからいただいた写真ということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、協議会から上がっているということは、これは間違いなく事前に調査を建物の調査をしますから、流出しているものもあつたと思いますし、それから実際にこういうふうに更地的になってしまっていると。協議会で上がってきたものの関係で、これは写真が添付されているということは、その当時、着工前のこの写真だということは明らかでしょう、こういうふうに117ページのところで。そうすると、家屋解体というふうな対象にはならないのではないかなと思うんですが。なぜその家屋解体を、その解体として受け付けたのか。では、もう一回再度聞きますが、現場に協議会が行って、現場で確認をする、さっきいろいろと手続はお話ありました。そうすると、これを言ってみれば事務サイド、市のサイドでいうと、どこで実際に更地状になっているものを受け付けたのか、その辺だけまず確認させてもらいます。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 これは一般論としてのお話になってしまいますけれども、こういった当時の状況の中で、我々家屋解体の申請が出てきますと、当然現場は確認させていただきますし、我々の解体指示に基づいて業者は解体するという形になっておりますので、我々の担当者はきちんと現場は立ち会っておるのが前提でございます。やはり、先ほど菊池課長のお話にもございましたけれども、見た目瓦れきであっても、中には皆様方の生活の痕跡として、いろいろな貴重なものがございます。例えば仏壇だったりとか、そういったものまで瓦れきとして処理するというのは、我々としてはそれはやってはいけないことではないかなと思っておりましたので、本人のご希望があれば、きちんと家屋解体という形で取り組ませていただきましたし、瓦れき処理となりますと一般的に基礎はやりませんので、我々家屋解体ということで、基礎まで解体するという形で取り組ませていただいたというのが一般的な考え方でございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 では、ちょっともう一つ論を進めて、131ページと132ページを開いてください。私も環境課のほうに行きまして、この家屋解体、番号でいうと「ウラー000038」と、着工前、野々島ですね、3枚、4枚の写真がございます。実は、下のほうに余白となっておりますが、この余白の写真が実はあるんです、環境課の手元に。ここが空欄になっておりますけれども、イメージとして考えていただきたいのは、例えば実際に家が流されている状況、ほぼ更地に近い状況、そこに、私も機械の機種はわからないので、よくキャタピラーがついて

アームがあってよく物をつり上げる機械がありますね、はさみみたいな。それで、実はその写真は、コンクリートの土台をちよつとつまんでいるような感じです。2枚とも同じなんですよ。だから、そういう重機で、実はその家屋解体というふうに言っている、実際はもう既に流出して、残るのはコンクリートの土台のみ。その土台のみを写真を添付して上げているんです。それで、その環境課のほうのこのファイルをちよつと見させていただくと、家屋解体と。これで家屋解体が成り立つのかどうか、その辺私も写真を何度見ても、この資料を見てもその部分はありませんので、そうすると本来はこういうふうに、例えば着工前のところ、2枚ありますけれども、言ってみれば本当に瓦れき処理そのもの、それを搬送する事業そのものではないのかと思うんですが、どんなものでしょうか。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 当時の担当課長として、きちんとしたその細部、伊勢委員さんの疑問にお答えできるような仕事ができなかったことは率直におわび申し上げます。ただ、本当に今にして思えばこういったお話もできるんでしょうけれども、当時は本当に毎日その電話である相談とか来庁による相談、その中で家屋解体は環境省のほうからは23年度の単年度事業であると、24年の3月末をちよつとでもはみ出てはだめだと、23年度の単年度事業として絶対にやれという指示を受けておりました。我々としては、そういった中でも本当に丁寧に解体をしていくことが、その人たちにとっては本当に一生をかけての財産でございますので、それを瓦れき処理という形ではとてもできないと、きちんと解体という申請があったものに関しては、我々は本当に解体をきちんと取り組んでいくんだというのが我々の基本的な考えでございました。

ちよつと長くなりますけれども、当初は環境省が23年度の単年度事業と言っておりましたので、我々としてはいつまで解体の申請を受け付けるかと、それは当初9月末と、それであれば6カ月間のスケジュールが組めますので、何とか23年度の単年度でやれるのではないかなという思いでおりました。ただ、8月末になっても9月になっても、ご相談に訪れる方は本当に減らないわけです。それで、他の自治体に聞いても、やっぱり9月末というところが多かったんですが、12月まで延ばそうかなと思っているんだということもございましたので、我々は上のほうとも相談しまして、何とか12月まで延ばせないかと復興連絡協議会の皆様にお願ひしましたらば、3カ月ですけれども何とかやってみましょうという本当にありがたいお言葉をいただきましたので、そこから3カ月間、12月末まで申請の受け付けを延ばさせていただきました。そのときも、やはり非常に多くの方々のご相談に参るものですから、最終

的には1,500とか1,800とかそういう形の申請件数でございましたので、12月が近づいてきて、その前には特別な班編成をしまして、被害の大きかった藤倉とか北浜とかそういった被害の大きい地域を、まだ申請が出ていないところを申請いたしませんかということで回ったと、そういった形で1件でも漏らすまいという思いで取り組んでおりましたけれども、やはり12月でも、とてもではないけれども皆様のご要望が多くて、ではどうしようということで、結局2月の初めまで我々申請を受け付けさせていただきました。もうこれは本当にぎりぎりの選択でしたけれども、そういった中での仕事でございますので、今この時点であれが違う、これが違うと言われますと、まことに申しわけないんですけれども精一杯の努力をさせていただいたのはご理解いただきたいと思っております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 前段のところは私もそう思います。やはり、申請件数として1,800件とか、そういう件数を受けざるを得ない単年度での事業ということで、窓口としては大変苦勞された一件ではあることは私もそのとおりだと思います。ただ、実際に私らがここで問題にしているのは、例えば本来のやっぱり瓦れき処理の手続でやらなければこういったことになると、確かに家屋の中に貴重なものがあるということは、それは心情的にわかりますし、それはそれで瓦れき処理ではなくて、すっきりとるのではなくて家屋解体、そういうのはある程度心情的なものはわかります。ただ、私がここで言っているのは、実際にはそういうふうな事実として、そういうものが見当たったのでどうですかと、そこなんです、私がお聞きしたかったのは。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 先ほども前段お話ししましたけれども、そういった形で今ご指摘受けるということに関しましては、私当時の責任者として、ご迷惑をおかけしていることに関しては率直におわび申し上げます。ただ、本当に我々これは家屋解体として取り組ませていただいたと。先ほども言いましたが、担当者は現場に赴いて現場を確認しております。写真が不備であったことは非常にご迷惑をおかけしておりますが、家屋解体として取り組んだと、そういったように担当者から報告を受けておりますので、私はそれを信じております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 担当としては、さまざまな努力をされていたということはわかります。ただこういった、村上さんが前段担当として率直におわびをしたいということで、言ってみれば今での

質疑の中で初めて、ある意味そういったことでの関係は認めたのかなというふうに思います。

149ページのところをちょっと開いてください。実は、確かに震災で事務は混乱していますし、受け付けは来るけれども、しかし出すもの、提出すべき書類、写真というのは裏づけになるわけですね。例えば、今回149ページ開いていただくと、「本-000265」というのがございますが、実は環境課のほうに行きました。ここで見ると、今度逆なんですね。環境課にあるその個人のファイルというんですか、そこを見ると、実は地図のみなんです。写真を見たのは私今回初めてなんです。ちょっとこういう、手違いといえれば手違い、その担当のほうとしてのファイル、本来は事務的にちゃんと整理するわけですから。しかし、実際は寒風沢のこの辺とこういうふうな図面しか見当たらなかった、そういうふうなところも見受けられましたし、それからそのほか、写真ですからこれ以上あれこれ言いませんけれども、もう一つ166ページのところの「本-000298」これも家屋解体の一応対象になっています。写真見ると、ほぼ着工前なんでしょうね、166ページのところで、着工している写真、実際に搬送している。これも、実は環境課のほうに手元としてその写真がなかったんです。ですので、私たちとしては、そのこういった本来は建物解体、その起案をする、流れとしては要するに災害復旧連絡協議会の請け負った業者さんが現場調査をして、写真を添えてこれぐらいの申請だよという形で撮ってくるんだらうと思うんです。そうすると、環境課のほうでは起案書をつくって、あと必要な書類、図面、そして最終的な決裁をおろすわけですが、こういった一連の危険建物解体として、流出したものが危険建物解体としてなった場合の関係は、最終的にどこが責任持ってまず起案書をつくるんでしょうか。その辺まず事務的にお尋ねします。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 家屋解体に関しましては、環境課のほうでやらせていただいておりますけれども、その前段の流出の云々というのがちょっとわからないところでしたので、もう一度お話しただければと思います。

あと、その認めたというお話、先ほど委員さんが最初に認めたというのは何を認めたということでしょうか。私としては、その間違った税務手続をしたということではなくて、こういった話になってしまっていることに関して率直におわびを申し上げるだけで、事務手続は間違ったことをしていないという思いであります。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、わかりました。事務手続の関係でね。流出という問題でいうと、実は別冊、前段の特別委員会でこういう製本が出たんですね。ちょっと厚手のやつで、別冊浦戸地区被災建物解体運搬支援事業委託関係附属資料と、102件以外、つまり災害復旧連絡協議会以外の関係で資料が出まして、それでこちらを見ますと、例えばここに一覧表、2ページのところでこういう受理番号、解体、そしてそれがずっと続きまして8ページまであるんですね。流出ということでお話をしますと、こちらのほうの罹災願い届のところで、21ページのところで家屋、流出、全壊とこういうふうになっているんですね。これ一つの例です。それをひもといていくと、実は先ほど述べた10件ぐらいの建物が、危険建物解体は解体としていいと思いますが、実際に流出して土台しかない、建物は既にこっぴみじんというか海に流れていたか、実際はもう既になく状態。それが流出というふうに私たちは捉えて、では流出も家屋解体にしたんでしょうかという、そういう意味での確認なんです。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 済みません、私、今当時の記憶をたどると、流出家屋というのは流出したもので、我々として家屋解体として取り組んだのは家屋があったものと、それがどの程度、どのような状態であったのかというのはわかりませんが、私いちいちその現場、申しわけございません、全件見たわけではないのですけれども、担当のほうからの報告をきちんと受けると、家屋解体のほうがいいのではないかとということでしたので、そういった形で必要なものは家屋解体で取り組ませていただいたと、流出したものは流出したものと、海にいったものは海にいったもの、瓦れき処理がふさわしいものは瓦れき処理としてやっていたというのは報告を受けておりましたし、それをよしとしておったところでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういうことになるのかなと、私もそう思いますね、実際にやって、仮に例えばとなると、ただ実際にその前段の別冊の102件以外のところで、流出というものが、実際上例えば今回出された資料等々でもう一度その写真等を精査すると、実際は建物解体と、そして環境課のほうに行ってファイルを見ると建物解体と、こういうふうになっているわけですから、なぜこうなったのかなと、なかなかそこが私は腑に落ちないし、その流出したものの、村上課長さんが前段述べたことが私は正解だと思います。やはり、流出したものは流出したものと、瓦れき処理で片づければいい。やっぱり、その辺の精査をすると、確認をしていくとそうなるので、どうでしょうかということでのお尋ねでした。そうします

と、言いますと、流出したものとして環境課は受け付けたら、その対象として、実は瓦れき処理というんですか、運搬業務というんですか、そういうもので対処したということなんでしょうか。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 先ほど来何度もご説明しているつもりなんですけれども、我々申請を受け付けましたら、家屋解体申請というのを受け付けましたらば、現場を調査させていただきます。家屋解体がふさわしいものは家屋解体で行ったと。流出して瓦れきとなったものは瓦れき処理で行ったと、そういうことでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。ひとつその辺をちょっと前段お聞きしたかったので、その私の質疑もそろそろこの辺でまず終わらせていただきます。ありがとうございました。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野絹子委員 参考人の方々、大変ご苦労さまでございます。

今伊勢委員の質問の中で、改めて解体の申請とのかかわりの中で、特に基礎が残っている分、上物はなくて基礎が残っているという分については解体の取り組みをしたということですね。基礎がなくなっている、それは流出して基礎もないというところは解体の対象にならないということで、基礎のある分については解体の対象としてやったというふうに受けとめていいのでしょうか。

○志賀委員長 村上参考人。

○村上氏 基礎のある、ないは問題ではなくて、家屋解体がふさわしいかどうかということで取り組ませていただきました。それで、通常一般的に、家屋解体でない基礎まで撤去できないというのは事実として我々取り組んでおりました。以上です。

○志賀委員長 小野絹子委員。

○小野絹子委員 解体ですと、本土でもそうでしたけれども、解体の分野で基礎までやってもらえるんですよというような問い合わせもあったのを記憶しております。それで、解体は今前課長がお話しなさっていましたように、そういう意味では解体であれば基礎まできちんとやるというふうになっているということですね。それで、基礎がある、なしにかかわらず解体の申請があればということですが、先ほどちょっと写真見た中で、上物がなくなっているも基礎があって、そして解体してほしいという島民の方の申請が出てきたので、そういった

分については解体の処理をしているというふうに受けとめていいんですか。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 私なりに、今のご質問を解釈しますと、建物、上物はなくても基礎があれば解体の申請をしたのかとか、それを受けたのかということですが、我々申請時点では上物があるかどうかはわかりませんので、あくまで申請を受け付けて以降、調査をして何をどんな形でやるのがふさわしいのかということで取り組ませていただいたということですので、基礎云々、上物がある、ない云々ではなくて、まず申請という行為から始まって、我々が調査して、解体がふさわしければ解体、瓦れき処理がふさわしければ瓦れき処理、第一義的にはスピードを持って取り組むことが復旧・復興の第一歩だという形で取り組ませていただきましたので、一番正しい選択をその都度させていただいたということですので。以上です。

○志賀委員長 村上さん、発言の内容が変わってきているんですが、ちゃんと質問者の質問に対してきちんとお答えください。

小野絹子委員。

○小野絹子委員 現場自体が離れているだけに、書類だけでいろいろ見なければならぬ、あるいはそういう添えられた写真、調査などの判断が、環境課で責任持って対応されたということだと思いますが、そういう点では先ほどの中で、流出はまた別として、基礎が残っている部分については解体したんだなという感触で受けとめていたわけですが、それとはかわりなく、その解体の申請に基づいていろいろ内部で判断をして、そしていろいろ対応したということのようですので、それはそれとしてちょっとまたあと検討したほうがいいかなというふうには思っております。

私は、さらにここで、今回元課長さんや、さらに前課長さんにまでおいでいただいているという状態でありますので、率直なところ、今回のこの東日本大震災でのこの対応の仕方について、これからいろいろ皆さんから質問あると思いますけれども、私はそういう意味で、いろいろ先ほどの質疑の中でも、当初はいろいろな担当課がかかわったけれども、しかし最終的に環境課一本でやってきているというのが多いわけですね。前課長がお話しなさっているように、全体では解体だけでも民間を入れると1,900件を超すわけです。そういった解体を、期間が本当に短かったり、あるいはその後の市民の要望もあって期間が延長されて、それでいろいろと対応している。そういうような状況は、私も重々見てきて理解しているところですが、そういった点でどうしても私はここで、市長も出席なさっていることですので、

やっぱり体制上の問題ですね、こういった問題を一担当課が背負わなければならないということ自体に、やっぱり大きな問題があったのではないかというふうに思うんです。職員の皆さんは、それぞれの部署でそれぞれに大変な思いをしながら対応しているというのは十分わかりますよ。そうは言っても、この解体業務そして瓦れき処理業務について、一担当課にこれほどの負担を背負わせながらやっていること自体に、私はいろいろと質疑を醸し出すようなことがあったのではないかというふうに思うわけですが、私はここでちょっとそういうことを聞いたらずいのかとかわかりませんが、今後二度とあつてはほしくないことですが、今後また何があるかわからない、そういう状態の中で、今回の経験を踏まえてこうしてほしいと、こういうふうにあるべきだというふうな課長さんたちの、前課長さん、元課長さんたちのご意見があればちょっと承っておきたいというふうに思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 先ほどもちょっとお話しさせてもらったんですけども、家屋解体に関しては、単年度事業であるという枠の中での作業でございました。当初、我々もその申請、こんなに多くなるとは想定しておらなかったところでしたので、何とかなるのかなという思いでやってきましたけれども、9月が過ぎても12月が過ぎても本当に一向に減る気配のない申請の方々のお気持ちを考えると、やはり今後は単年度とかそういうことではなくて、例えば3カ年とかそういう形での事業としてあったほうが、我々としてもより事務的にきちんとした形でできるのかなという思いではおります。そういったところで、雑駁でしたけれども、私はそういうふうに考えておりました。以上です。

○志賀委員長 いいですか。ほかにご質問ございませんか。

菊地委員。

○菊地委員 私からもちょっと確認をさせてください。まず、資料関係で出ない部分があったと、それで、それが裁判関係にかかわるものだということなんですが、前から我々裁判だ何だと民間の方が起こす前から、こういった請求書関係の資料を要求していたんですが、とどのつまり、ここに来て民間人同士の裁判とか、あと行政に対しての裁判関係でそういうものが出てこないとなると、本当にもっとやはり我々のこの委員会を尊重していただければ、請求された資料だのをもっとスムーズに出してもらえれば、もしかして裁判になんかならないで終わっているかもわからないと私は思うんですけども、その辺、例えば市民から負託されたこの議員がつくっている委員会は、そんなに何も請求出してもお願いしても、書類だのとい

うのは出ないんですか。何か本当に情けなくて悔しいです、私は。もっと前に我々だって、皆さん請求だ何だといろいろな資料要求出しているんですよ。それが、ここにきて裁判だから出せませんという言葉で一言で終われば、この委員会、では今まで何を行政にお願いしていたんですか。それが、我々市民から、昨年5月12日に議会報告会をしたときに市民から、3月末から4月頭に、ある新聞社から批判とも言えるような新聞が出たんです。それで、市民の方は、「議会は何をやっているんだ、あなたたちちゃんと調査して報告しなさい」と。その報告する資料として、我々は資料要求をしていたと思うんですけども、それが出てこなくて、ここにきて裁判だから出ませんよなんて言われると、では今まで言っていたのが何なのですかという思いがあります。本当に残念ですよ。それで、それだけまず冒頭質問の前に言いたかったんです、残念だということね。

そして、きょう参考人の2名の方、本当に貴重な時間をこの特別委員会にご出席を賜りまして、私個人からも心より御礼申し上げたいと思います。

それで、参考人の方に聞く、かかわっていたとすれば参考人の方両名から回答いただきたいと思いますが、あと今の課長さんからでもいいんですが、まず震災当時、浦戸の危険物解体について、いわゆる寄せ集めがされたと。その理由としては、書類が整わなかったと。どういう書類が整わなくて、例えば桂島だったら桂島の四、五件を寄せ集めにして出したのか、それはどういう書類が整わなくてそういうふうな寄せ集めをしたのか、その辺どういう感覚でなされたのか、書類が整わないからそのままのものなのか、それだけちょっと教えてください。（「どなたに」の声あり）参考人の方がわかればだし、わからなければ今の課長さんで構わないと思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 浦戸、我々のこちらの市域、本土側というんでしょうか、の部分よりも大分ご高齢の方が多くて、なおかつ島を離れている方も多かったので、なかなかこの資料が不足していますとか何とかと連絡もとりにづらいというのがまず1点目としてありました。そんな中で、解体に当たっては、例えば本来であれば所有権等が、例えばその建てた方が、名義人が亡くなったら普通は所有権移転、そういったものでするところもあるんですけども、そういったところで所有権移転していなくて、相続人の同意が得られなかったとか、そういった得られるためには必要な書類をお送りしたいんですけどもということでもご連絡とれなかったりとか、あと、これは浦戸であったかどうかはちょっとあれなんですけれども、抵当権、特に

工場なんかはそうでしたけれども、抵当権者の同意が得られなかったりとか、ぎりぎり得られたというケースが多かったんですけれども、そういった解体に必要な同意書がなかなか得られなかった場合も多々あったというふうに聞いておりますし、記憶しております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろ解体に関して書類が整わなくて寄せ集めされたんだよと、こういうふうな説明が以前にあったものですから、どういった書類がなかったのかなというふうな単純な疑問でした。それで、今村上さんのほうから、いろいろな同意書やら、あと抵当権の外すやつとかそういうのを聞いて、ああ、なるほどなというふうな思いもあります。しかしながら、村上参考人さんが知っているのであればお聞きしたいのは、なぜその当該同士寄せ集めた請求になったのか、その辺のいきさつがわかれば教えていただきたいのですが。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 済みません、当時の私の認識として、その災害復旧連絡協議会に対してお願いしておりましたので、その中で解体を取り組んでいるものだと思っておりました。それが、当該同士云々というのは、ちょっと済みません、認識としては余りございませんでした。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。では、先ほど来から解体の件でいろいろ質問になっていますが、ちょっと確認をさせてください。作業指示と請負金額は行政側が責任を持って実施したのか、改めて確認をさせてください。こちらでいいです、でも村上さんでも。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 まとめられた物件につきましては、それぞれ解体を指示しておりますので、そういうことで積算設計して合計金額にしたという経緯で、これまでもご説明しておりました。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 請求出されてくるのは、連絡協議会のほうからだと思うんですね。それで疑問なのは、先ほど来伊勢委員が何ページの写真がどうのこうのというふうな質問の中でもあったんですが、私が疑問に思うのは、例えば住民の方、島民の方がまず申請に来ますよね、解体か瓦れき処理かどっちかわからないけれども申請に来たと。それを受け付けたのは行政側が受け付けたと思います。それで、その建物に先ほど調査にお伺いしたとかというふうな話もある

ったのですが、調査に行って確認をして、それをもとに今度解体やら瓦れきの指示をしたのが行政側だということで、その流れは間違いないんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほど前村上課長もお話し申し上げましたが、そのような流れでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうは言っているものの、資料の別冊の1ページに、まず請求通知は災害復旧連絡協議会から来たのだけれども、その履行確認も全部災害復旧連絡協議会なんですよね。ということは、行政側として先ほど村上さんが現地に行って調査したという話もありましたが、ほとんどが、前にも質問したんですが、ある程度島民の方から解体やら何やら来たときには受け付けはすると。それを調査してもらうのも災害復旧連絡協議会にしたという話だったのではないのでしょうかね。そうすると、それから上がってきて、こういう物件ですよというのを行政側が受け取って計算をして、その計算がまとまったもので作業指示をすると。作業指示してしてもらった、履行確認までしてもらって請求が出て、連絡協議会のほうに行政側が責任を持って支払ったと、そういうふうな流れなんだけれども、我々が心配しているのは、本当に現地調査、何回も言うようですが、それを本当に大多数したのですかという、そういう疑問がいっぱいあるんですが、どうなんでしょうか。なかなかこの文言を見ると、前のやりとりなんか聞いていると、時々行きましたという話は聞いていたんですが、浦戸に関しては174件全て行ったものなのか、そのうちの半分なのか、4分の1なのか、その辺がちょっとこの数字的に見ると、あと今までやってきたこの調査特別委員会の質疑のやりとりで、なかなかそれが見えてこないんですよね。ですからその辺、忙しくて行けなかったという声もあったと思うんです、全部が確認したというわけではないと。だから、その辺が言葉で確認しましたと言え、全部確認したように思うだけけれども、実際はそうではなかったのではないかなというふうに思われますので、全部174件浦戸は確認済みなんですかということを確認したいんです。

○志賀委員長 菊地環境課長。では当時の村上さん。

○村上氏 どのようにお答えすればいいでしょうか。私の中では、解体指示をするのは市でございますので、前段きちんと確認した上でやったというつもりでございましたけれども、その辺が私の正直な認識でございます。

○志賀委員長 同じ質問を、菊池環境課長。

○菊池環境課長 村上課長のお話のとおりでございますけれども、現場につきましては、174件1件1件個別に確認したということは、ちょっとなされていないと思います。当然まとめて何件かということで、週に何回か行って定期的に巡回する中でそういったのを確認しているということで、174件履行のほうも確認しているということで理解しておるところでございます。ただ、個々の物件を確認したちょっと日付みたいな細かい記録等については、なかなか結構頻繁に行っておったり、そういったこともありましたので、残っていないというのが現状でございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は、なかなか行きたくても行けなかったのが事実ではないかなと思うのね。それで、実際に行ったというんだったら行ったでいいんですけども、行ったならば津波で流出したというのは、先ほど来伊勢さんが言っていたように、小野委員も言っていたとおり、基礎が残っているからそれは解体だと。でも、請求されてくるのが、ではどう検収したのかというの我々聞いていましたよね、検収。この資料を出してもらった写真に、完了という写真がないのがありますよ。あと、写真がないのも8件、9件ほどあります。そういったものはどうなのか。あと、一番の疑問点は、基礎部分くらいのがあっても解体だというのだけれども、請求はその土地の建物の平米数で請求されているんですよ。ないものを請求されて、それで行政側として検収したのですか。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 お答えさせていただきます。先ほども言いましたけれども、我々として確認するときに、基礎だけを解体したものであれば、それは基礎だけでお支払いをするという形で、私はその当時は考えておりましたけれども、実際にやったことを確認してお支払いしているというつもりでやっておりました。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 村上さんのように、正義感のある人は基礎だけだというけれども、こういったいろいろな資料を拝見しますと、その建物の平米数で請求になっているので、違うんじゃないのというのが疑問です。

あと、もう一つは、せっかく出していただいた資料の中で、(その12)の瓦れき処理した168ページ以降に載っていますが、これだって1件1件本当に島民の方が罹災証明と危険物云々と言ってやって判断したのだけれども、疑問なのは、これで五十何件のうち全壊が46件、

これは瓦れき処理で、ああやっぱりと思います。あと、大規模半壊が8件、半壊が2件です、あと不明が3件。すると、59件のうち13件が何も瓦れき処理でなく解体でなぜ処理できなかったのか。我々が疑問に思うのは、建物が残っていて、これは解体だねというのが瓦れき処理になっていて、例えば土台しか残ってなくて、簡単にいえば土台くらいしか残っていないのが解体と、こういう、私はなんぼせっかく出してもらった資料を本当に集中的にずっと拝見させていただいて、ああと思ったけれども、何でこういうのがないのかなと、委員の方みんな思っていると思います。だから、その辺がなぜ半壊でも大規模半壊でも瓦れき処理で処分したのかな、普通瓦れきというのは、自分の敷地内から出たものとかそういうものが瓦れきではないのかなと思うんですが、その辺からまた議論し出さないとだめなのかしら。ちょっと明快に、私ができるようにご指導賜れば助かりますが。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 先ほどの166ページの表にあったものは、危険建物解体申請があったもののうち瓦れき処理で対応した物件一覧という形でございます。まず、前段家屋解体の申請があったということでございます。現場の中で、所有者のほうから、家屋解体となってしまいますと、どうしても時間がかかりますし、丁寧にやらざるを得ないということもありますので後回しにならざるを得なくなってしまうとか、時間がかかってしまったりとかで、じゃあもう早くやってもらいたいから瓦れきとして、もうほとんどないから瓦れきで処理してくれやというお話も承っていたというふうに聞いております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 瓦れきで処理してもらおうようにと承ったというんですが、承ったのはいいんですけども、実際問題そういうふうな処理というのが、私は専門職でも何でもなくて、ただこの膨大な資料を読ませてもらって、一市民としての疑問というのが湧いてきて質問しているわけなので、本当になぜあと写真がないのかとか、せっかく着工前だの何だのとあるんだけど、完成後の写真がなぜないのか、その辺はどうやってそれを確認して、塩竈市が連絡協議会から請求されたものをどう確認してお金を支払ったのですか。これは、特別委員会始まったときも、私はどう確認したんですかと聞いたんですけども、それを確認したんですか、検収、確認。それがなかなか見えてこないんですね。もしよかったら教えていただきたいんですが、写真のないものが、資料の12の1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、7ページにわたって、さきほど資料の説明であった横棒線があるところが8件ですか、

8件が写真等がありません。それで、金額的に言っても少ないのは32万2,839円とかというのがあるのだけれども、大きいのだと305万8,000円、あと151万円とか、あとは748万165円とか、あと7ページのものでいえば493万5,042円とか、こういうものが写真ないのね、金額の大きいものが。どうなのかなというふうな思いがあります。そして、もっとわかりやすく、皆さんというか出された当局で資料を見ればわかると思うんですが、3ページの番号で言うと、これは右端にあります91というのがあるんですが、91の中で、例えば番号で言って悪いんだけど「000364」というのは流出となっています。あと、その下も「000381」これがないとか、その上も、2件もそろわなくてこういうふうなトータルで、ここでは897万4,000円ですが、こういうお金を自信と確信を持って払っていたのですか。それが聞きたい。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 写真がないということに関して、ちょっと私も、申しわけございません、当時の記憶というのはなかなか曖昧なところもありますけれども、支払うに当たっては担当者がきちんとした確認をした上で、自信と確信を持って支払っているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 村上前課長さんから、自信と確信を持って支払いましたと言っても、私たちがどうやって自信を持って「ああ、そうですか」と納得すればいいのか、その辺でご指導賜りたいと思います。お願いいたします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 写真が一部不ぞろいのもありますが、今の議論であります、建物解体というのは結果的に上物をなくするわけでありますので、当然解体申請された方には、ほかの写真でもごらんいただけますとおり更地にしてお返しをさせていただいています。改めてものをつくるということではない状況でありますので、持ち主の方にもこのとおり更地になりましたということを確認をいただいておりますし、塩竈市の職員についても、そういった状況を確認した上でお支払いをさせていただいているものと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 解体で、ですから前にも私写真、こっちの本土のほうでも浦戸でも、浦戸のほうだ

けが解体前と解体後の写真は島民に渡さなかったんでしょうか、渡したんですか、それをまず確認します。本土の側は、解体前と解体後、こういうふうになりましたよというのを業者さんが持ってきて、こういうふうになりましたよというふうな写真がちゃんとなって、無事解体させていただきましたというふうな、本当に親切な報告があったんですが、浦戸はそういうことをなされなかったのでしょうか。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 率直に申し上げますと、その解体前、解体後の写真を業者がその解体した方に持っていったというふうなことは、我々の指示ではございません。私も今初めてお聞きしましたので、そういうこともなされた業者さんがいたんだなという思いで聞いておりました。以上でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 では、ここにあるようなこの写真に撮ってあるボードに、ボードを写して撮ってあるんですね。この写真というのは、では行政側にだけ渡す写真として理解してよろしいんですか。それでいいのね。だったら、行政側で完成後の写真をちゃんと確認しているんですね。だから、何回も言うようですが、頼まれた申請者に渡すものでないというのであれば、行政側がこの事業の成り行きとして、連絡協議会さんが行政にこの写真をつけてちゃんと請求をされて、それを確認してやったという確証があるんですね。それが聞きたいんですよ。

あと、菊池さんに菊地が聞いて悪いんだけど、やっぱりどうして、この委員会が始まった当初、最初にも聞いたんですが、何を検収したのか、検収確認をしたのかと、連絡協議会から。だから、また戻りますが、いろいろな請求書関係の書類を、連絡協議会からこの資料としていただきたいと言っても出ない。我々は何を信じて、委員会の皆さん、市長が信じれば何もいいのではないですかと、それで済むんだったらそれでいいと思いますよ。だったら、前に戻るわけではないんですが、ああいった新聞だの裁判だのとなった場合、ちゃんと報告してもらえばいいんですけども、そういうものが今までになかったと私は考えております。皆さんやったあったよと言うのだったら、それで私の聞き漏らしかわかりませんが、なかなか市民の負託に答えて、市民にこうでしたよという説明責任ができないんですよ。我々は、だから今議会不要論だのなんだのというのも出ているのではないのですかというのが、塩竈は市民のためにやっているんだよというふうな、そして市民から負託されたもの、市民からお願いされたものを本当に真面目になって市民に答えようとするその材料を出

してくださいと言うのだけれども、なかなか出なければどうすればいいのかなというので日々悩んでいます。今の件で、その確認、検収というのが本当になされたのか、というのは、何回もやりとりしているのだけれども、作業指示する前段、その見積もったというのだから連絡協議会が見積もりを持ってきたと思うんですよ。その見積もりを本当に確認したんですかと。皆さんは、島に行ってみました、確認しましたと。だったら、家がないものがなぜ解体になったりするのかな、それが私はわかりません。それさえちゃんと、これはこうですと、この写真があってこうだから議員さん納得してくれというんだったら、はいと、市民の方にもこういう写真見せられたけれどもこうでしたと私は言ってきましたよ。だけれども、このやりとりを聞いている皆さんだって、みんな首をかしげると思いますよ。そして、「何だ議員さん、何やっているの」としか言われないんですよ、我々は、残念ながら。本当に悲しいんですよ。ですから、ちゃんとなされたという確信と確認を、我々は確証もいただければ、あと、これは委員会なんかもうすぐ委員長報告で市民に対して報告して終わると思うんですが、そういう思いで私は今まで疑問点を言っていました、本当にその資料関係、そういうものをちゃんと出されたものを、早目早目と、そして委員会を尊重していただいて出してもらおう強くお願いして、私の質問を終わります。

○志賀委員長 確認の答えはいいですか。（「時間になったので、後で2回目あれば」の声あり）はい。ほかにご質問ございませんか。

志子田委員。

○志子田委員 私も、前回の第13回の7月30日の続きをもう一度お聞きしたいと思います。

それで、きょうは参考人の方に前環境課長と元環境課長さんが来られているので、まず澤田課長さんに、澤田さんが任期中のところはどこまでの仕事をやったのか、瓦れきのところはどの辺のところまでだったのか、あるいは建物解体はそのときはなかったと思うんですけれども。それから、有価物も澤田課長のときには越の浦のほうへ持っていく一次仮置き場はなかったと思うんですけれども、どの辺のところまでお仕事担当なさったのか、それをまずお聞きしたいと思いますけれども。お願いします。

○志賀委員長 澤田さん。

○澤田氏 私が5月末まで在籍しておりましたけれども、その間一番集中的に進めましたのは、道路上に散乱している瓦れきの撤収というんですか、そういった形。実は、その瓦れきを撤収するにも、当初4月の早い時期だったと思うんですけれども、宮城県さんが本庁舎に来て

いただきました、宮城県の担当の方がですね。この東部地区のところに、瓦れきの片づけをするスペースを県がつくってあげてもいいよと、そういったお話をいただきまして、塩竈市としては、それにぜひ乗らせていただきたいということで、私も当時担当課長として、中倉自体がそんなにスペースがあるわけではございませんでしたので、県がそういうのをつくってくれる、これは瓦れきを運ばばあとは安心だなと思ったんですが、なかなか用地の関係で結局まとまるまで随分時間がたってしまいました。そういった中で、中倉にもスペースがないということで、かなりまず分別をしないで、とにかくダンプ何百台というふうなものが中倉に入っていたわけですから、まずその瓦れきを積み上げまして、少しでも瓦れきを搬入する。幾ら集めてきても、搬入する場所が満杯になってしまったら、もうどうにもならなくなるわけですので、それに一番心を砕きました。協議会さんをお願いをして、とにかく積み上げていただいて、現場をごらんになった方は多分おわかりだと思いますけれども、かなり高く積み上げまして、少しでも瓦れきをとにかく入れると、そして少しでも町をきれいにするというふうな思いで、それが5月いっぱいまではかかったかなと思います。先ほど来から分別とかいろいろありましたが、現場でそういった協議をしたとき、現場でとてもじゃないけれども分別なんてできないよと、とにかくもうトラックに積んで山に運ばないと効率が悪いといえますか、そういったことで山に運んでいただいたと。あとは、重機で一生懸命積み上げていただいたと、とにかく当時、事故だけ起きなければいいなと、そういった思いを強く思ったのを今思い出します。

それから、解体につきましても、解体は1階のプレハブがございましたが、そこで解体だけではなくて、市民の方々がいろいろな業務受け付けを行っております。私どもは解体のほうの担当と、解体のほうは本当に土日関係なく、物すごい一番多くの方が並びまして、職員ももう全く休みもとらずに交代で受け付けをしたというふうな状況でございました。そして、書類を受け取って、それから戻ってから書類の整理、いろいろな入力関係、そういったことを職員が一生懸命やったというのを覚えております。

あと、越の浦につきましては、そういった中で宮城県さんのは全然なかなかまとまらないという中で、ではどうしようと、そういったときに建設部さんとのいろいろな協議の中で、その漁港事務所という土地がどうやらあるようだと、県のほうでもお貸ししてもいいという動きがあるというお話をいただきまして、道路がなかったものですから、その道路をつくって何かそういったものをやるという、そういったまだ前段の報告の段階ですけれども、越の浦

につきましてはそういったところでございました。

解体につきましては、まだ工事に入っておりませんでしたので、コメントは特にございませ
ん。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。私は、前回資料をいただいてそれに基づいて、
そして今回も新しく（その12）をいただいたものですから、この12の今回もらったやつの289
ページに有価物実績報告書というのがあるので、これは289ページから、災害連絡協議会さん
が実績報告書ということで毎月上げてきたやつだということですね。それで、これと、それ
から大分前になるんですけれども、25年6月10日に1回目に全体の金属スクラップ処理状況、
29ページ、これはたびたび皆さん使って、越の浦と浦戸地区と全体でなんぼ出たかと、それ
で私はたびたび聞いているのは、この有価物の金属スクラップの量が、どうも最初の想定し
ていたときよりも大分少ないのではないかということで、私はずっとたびたび聞いているん
ですけれども。それで、この2つからちょっと質問したいんですけれども、中倉のことにつ
いて、今澤田課長が言われたように、最初は全部何でもかんでもどういうものでも全部中倉
に持っていったと思うんです。そして、越の浦は建物解体にした分は7月、8月からは越の
浦に持っていったのでしょうけれども、その前に中倉に持っていった分の有価物はどうなっ
たのかということを知りたいんです。それで、積み上げたままだったので、この中倉にあっ
た金属スクラップは、最終的に処分したのは協議会さんのほうの仕事が終わってから、全部
まとめて中倉のほうの有価物が出てきたんですか。途中で、中倉にいっぱい積み上げていた
ときに、有価物がいっぱいあって、家庭電化製品とかそういうものはそういうもの、わざわざ
その上のまた別な瓦れきを積み重ねたりはしていなかったと思うんですけれども、金属は
金属の山であったわけで、ここの29ページの表の3月分が終わってから、4月以降の分につ
いては中倉のやつが残っていたんですけれども、中倉分だけのこの金属の有価物の合計数は
何トンでどういうふうに処理したのか、その前に3月までには有価物が出てきていないこと
になっていますけれども、そういう認識でいいのか、中倉のほうの有価物のトン数を教えて
ほしいんですけれども、よろしくをお願いします。

○志賀委員長 質問内容わかりますか。いいですか。菊池環境課長。

○菊池環境課長 前にもお答えしたかと思いますが、塩竈市が独自に処理した分というこ
とでは、越の浦の一次仮置き場にありました主に建物解体から出た鉄筋とかいろいろなスク

ラップということで、先ほど志子田委員がお示した6月10日の資料の29ページの表がそのとおりでございます。中倉ということでございましたけれども、中倉につきましては瓦れき状のものが当然23年当初から入っておりまして、最後まで残ったものが主にそういった6,200立米が一番古いその当初の瓦れきであったという報告を受けておりますが、そういった瓦れきからのスクラップでありますとか、これは県のほうに改めてお願いをして処理してもらいましたけれども、あと県が二次仮置き場が前段の処理ということで中倉のほうにも入りまして、いろいろなそういった選別処理を行った中で、スクラップ、タイヤのホイールでありますとか、そういったものも出てきておりますので、そういったのは県の処理の中でスクラップのほうをカウントしたということで、県から報告をいただいているのは218トンということでございます。両方合わせて、塩竈市の全部のスクラップの量ということになります。9,556トンということになります。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 再確認のために聞きます。ですから、25年度になってから中倉のほうは有価物が出てきたと、24年度まで、25年の3月までには中倉からは有価物が出ていないということでいいですね。それから、その後出た分は県のほうで処理したので218トンと。ということは、中倉から出てきた有価物については、災害協議会のほうでは有価物として取り扱っていないということでもいいんですね。そこだけ聞きたいんですけども、お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 災害復旧連絡協議会にスクラップの処理をお願いしたのは、越の浦の一次仮置き場のスクラップの処理ということでございまして、中倉に関しては依頼しておりませんので出していないということです。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 はい、わかりました。ですから、そうすると有価物が私が考えていたトン数よりも少ないというのは、中倉でもう少し、本当は218トンでなくて市内全体で3,338トン出ているわけですから、中倉で218トンしか出ないというのは、集めてきた割合からすると中倉から出てきた金属のトン数が少ないなとは思いますが、ですけどもね。ですから、絶対あそこで途中で有価物は、25年の3月まではあそこからは有価物は運び出していないということの一つ確認できたと思うので、もし有価物として市に報告なしに運び出していることがあるとすれば、管理上有価物が紛失したというふうに考えてもいいのかなというふうに私今思ったとこ

るなので、ちょっと聞いてみました。そういうことは今までの説明ではなかったもので、そういうことはないと思いますけれども、一応確認できましたので、どうもありがとうございます。

それから、この有価物の単価のことは、私15円と決めたからいいのではないかと言ったんですけれども、先ほど鎌田委員が、市のほうに方針を再確認しました。積み込み代はどうなっているんですかと、15円は15円でいいんだけど、15円の基礎となった運賃と積み込み代が、大ざっぱに言えば7円のうちの積み込み代が5円で運賃が2円だから、積み込み運賃代で7円引いて8円返してくださいと決めたのは決めた単価ですから、それはそれでいいと思うんですけれども、ただし、そういうふうに決めたとしても、運賃と積み込み代の7円が、実際積み込んだのは越の浦の一次仮置き場で積み込みしたのは、その作業中にその管理業務としていただいている作業代の中で積み込んでいるわけですから、積み込み賃というのは発生しないわけなんですけれども、それでも積み込み賃として差し引いて運賃と積み込み賃ということを経費と認めたということは、そういう意味では積み込み賃の二重払いの計算になると、管理処理業務代は管理処理業務代でお支払いして積み込んでもらっていると。でも、有価物のこの単価計算するとき、15円の中から運賃と積み込み代分差し引いたということは、そこで差し引いたことにはなっているけれども、かかっていないということになれば、そこに不要な経費を認めてしまったのではないかと。15円は15円でいいと思うんですよ、15円と決めたんだから。ただ、その根拠となる7円のほうの特に積み込み代の5円分については、そこはこれからでも当局が修正して、かかっていないんだからその分はかかっていないものを請求するというのはおかしいのではないですかという考えもあるんですけれども、私のほうの考えがおかしいのか、15円と決めて積み込み運賃も7円と決めたんだからそれでいいと、ですから再請求は業者の方にしませんということなのか、私鎌田委員と同じように、そのところちょっと納得できていないものですから、もう一度再確認したいのでご答弁をお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 積み込み、主に運搬経費ということであるんですけれども、そのような形で諸経費を見るというのは、これまでの各市の状況から見てもそのような形で対応しておりますので、我が市のほうでもそのような形でやらせていただいております。ただ、その内部の事情には、協議会の中でやられておることですので、先ほどちょっと運搬の話もあり

ましたけれども、そういった企業間交渉でありますとか、そういった中でやっておられますので、そういったことで我々のほうではこのような形で妥当だというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 国のほうから、会計検査院でそういうところを調べに来たときに、そういう説明でいいんですかと聞いているんです。塩竈市のほうの会計の担当というか、こちらのほうの考えはいいんでしょうか。ちゃんと15円と決めまし、積み込み代も7円と決めただから、これ決めただからいいんですというのは一つの根拠はあると思うんですけれども、実際上積み込み代がかかっていないと。積み込み代がかかっていないとしたら、逆に管理費のほうの積み込み代分を管理費から引いてもらわなければならないか、どっちは引いてもらわなければならないと思うんです。積み込んだほうか、あるいは積み込んでもらった分の運賃代のほうか。でないと、国の経費を二重に使ったことになりませんかと聞いているんですけれども、いかがでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 ちょっとその辺、どこで誰がやろうとも必要なことを協議会のほうで行っておりますので、その分の諸経費を支払っているということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 担当課のほうはそう言っているんですけれども、当局の別な会計課のほうはそれで請求しなくてもいいと、会計課として。実はかかっていないのに8円しか返してもらえない、あと5円返してもらえないはずだったのに返してもらえないから戻してくださいというふうな考えは、会計課のほうではございませんか。

○志賀委員長 会計課はあるの。

内形副市長。

○内形副市長 会計担当おりませんので、お答え申し上げます。まず、我々といたしましては、その有価物につきましては、先ほど申し上げましたように15円と。経過を申し上げますと、実は私24年8月あたりから担当課のほうにはしっかりと価格を決めなさいと、24年度でもう終わる事業なのに、本来国に返すべきお金をしっかりと今の時点で価格を決めなさいとだめですよということで、24年8月あたりから担当部のほうには申し上げておりました。ところ

が、リサイクル協議会のほうでは、鉄の値段が安いときもありましたと、それで、もう無償払い下げしてもらいたいときもありましたというようなお話いただきました。それは、24年12月19日に行ったときにそうお話しいただきました。しかし、これは国にきちんとお返しする部分もあるならば、しっかりと返していかななくてはいけませんので、この2年間の価格の変動をきちんと捉えた上で価格を設定させていただきますということで、この委員会始まってからずっとお答え申し上げておりますけれども、15円ということでお話し申し上げました。向こうのほうでは、先ほど申し上げましたように、価格がもう本当に低いときもあったので無償払い下げ、あるいは暫定5円でやらせていただきたいということで、正直申し上げまして、もう協議会とリサイクル会のほうでは5円当たりでお金のやりとりは、売ったお金、そういった分はやりとりしているようでありました。そういったのを私も耳にしていたので、だめだと、市がしっかり入って価格を決めなくてはいけないということで、12月19日に参りまして価格を設定して、そして係る経費ございますでしょうと、その経費についてはしっかりと担当のほうと協議した上で契約書を結びましょうということで、25年1月10日に設定したと。そのとき、協定を結ぶに当たって担当課のほうでは7円の経費を差し引くということで報告が来ましたし、書類のほうにも判こをつかせていただきました。それは、もうほかの自治体あるいは県、15円に設定したんですが、県と同じような額でありました。県のほうでも、やっぱり7円の経費を見てやっております。そして、7円の経費を払うとの協定はリサイクル会と結んでおりますので、協議会と結んでいるわけではございませんので、決して二重の支払いではございません。経費の負担というのは、リサイクル協議会にお支払いするということで結んでおりますので、この辺については我々は重複しているとは認識しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 はい、わかりました。でも、実際はそういうことで、そうすると7円分便宜を図ったのではないかというふうに指摘されかねないなと思って聞きました。でも、決めたことは決めたということですから、決めたとおりにやったということについてはそういうことだというけれども、そういうことでしょう。

では、別なこと、前回も聞いたんですけれど、最近6月5日と7月25日に民事裁判2件で出ています。それでそのとき、前回の7月30日、市の当局のほうも訴えられているのではないですかと聞きましたら、まだ訴状が届いておりませんのでということでコメントいただけま

せんでしたが、その後訴状が届いたとすれば、どのようなコメントをいただけるのでしょうか、どのような対処をされるのでしょうか。このまま特別委員会は、そうするとその裁判の中身をここで、流出家屋なんかやるということになると裁判に影響を与える審議をするということになりますし、その辺のところの考え方、どのように当局はこれから整理なさるのか所見をお願いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 志子田委員のご質問、我々と同じ悩みであります。我々本当に過去の調査委員会でいろいろとご質問いただいたときに、我々答えていいかの部分というのをちょっと判断つきかねる部分がありますので、今後顧問弁護士とも相談しながら、指導を受けながら、この委員会で答える案件であるならば、そういった部分についてはこの範囲までというのを確認しながらお答えしなくてはいけないかなと思っておりますので、顧問弁護士のほうともしっかりと相談してまいりたいと思っております。

それと、塩竈市に民事訴訟を受けております。例の監査請求の件で受理されないということで、自治法に基づく住民訴訟ということで来ておりますが、これは我々も知ったのは新聞で、たしか7月25日あたりだったと思うんですが、要はもう1カ月過ぎておりますけれども、まだ裁判所のほうからは受理をしたという部分で訴状そのものが市のほうには届いておりません。以上であります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。ですから、私も質問どうやって聞こうかな、ここまで聞いていいのかなと心配しながら聞いているところもあるんです。というのは、今回の資料、最初浦戸のほうの解体の2業者の、ではその業者の方が協議会上げた請求書を見たら、今問題になっていること、それ以外のところがわかるのではないかと聞いたのだけでも、そちらのほうも民事訴訟になっているから、その業者の方が、会社の方がこの委員会には出せない。同じことが出るんですよね。ですから、裁判になるといろいろ、これ裁判にかかりますからということになると、浦戸の解体のことも話できなくなるのではないかなと思っております。それで、どの辺までやったらいいのかなということのをちょっと確認したかったんです。

まだ時間があると思うので、せっかく村上前課長さん、きょうおいでなので、村上課長さんに当時のことをちょっとだけ思い出してもらって、有価物のことを聞きたいんですけども、

島のほうまでわかるか、あるいは越の浦のところの有価物でもいいんですけども、各家屋解体するときに、いろいろな金属が出るんですけども、電線、どこの家にも解体すれば電線というものが出ると思うんです。電線は銅線です。銅の有価物が、瓦れきであろうと家屋の解体であろうと銅線は必ず出ますので、塩竈全体の銅線のことを聞きます。塩竈全体で解体件数、それだけの1,700件も申請されたら、そのくらいの銅線も出ているはずなんですけれどもね。それがこの、何回も鎌田委員が聞いていて、塩竈市から何で銅とアルミが出てこないんだと。それで、住宅とか解体したときなんか、電線のお仕事なんかはどのように、全部協議会さんのほうに解体ということでお任せしたから、そこまで仕分けして考えてはいないとは思うんですけども、現場の最高責任者として、その有価物が出てくるときの銅線というのは、たしかあそこに浦戸の分は6,000トン岸壁のところにあったとか、あるいは越の浦は銅線があったなど、もしわかっていたらその辺のところを、銅の処理をどうしたかというところだけ、覚えていたらどうにか答えてもらいたいかなと思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、我々金属というのは、有価物として一つとして考えておりましたので、銅とかアルミとか鉄とか、そういったところはちょっと認識はしておりませんでした。さっきも言いましたけれども、ほかの自治体でも一山幾らで処分しておったというのが実態でございますので、我々もそれに即した形で処分はさせていただきました。もしかすると、その中にアルミだったり銅だったり、そういった貴重な金属類も入っていたのかもしれませんが、我々現場を見る限りは、一山幾らで有価物というか金属があったというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。時間が来ましたので、きょうはお二人の参考人の方、どうもありがとうございました。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時30分といたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時30分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

菊地委員。

○菊地委員 私から、本日参考人として来ていただいています村上前課長さんにちょっと教えていただきたいことがありますので、お願いしたいと思います。

まず、端的に言いますと、先ほど来質問していましたが、寄せ集めの指示、確認を誰がなされたのかというのをもう一度確認をさせていただきたいと思います、浦戸の。先ほどの質問の中では、そこまでは存じなかったということなんですが、支払い関係になったときは村上さんの判こがあったのではないかなと思いますので、その辺確認できれば、できるものだけで結構ですのでお願いしたいと思います。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 先ほどもちょっとお答えさせていただきましたけれども、書類等がなかなか不足して、申請者ともご連絡がとれない中で期限が迫ってくると一時も早くというご要望も片方出されているという中で、危険であって二次被害が発生するおそれのあるものは、もう解体してもいいよというお話も環境省のほうからいただきましたので、それであればということで、我々環境課としてきちんとした確認の上で解体はさせていただきましたので、環境課長は私でございましたので、私の確認の上ということでよろしいかと思います。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。それで、これも村上参考人さんに教えていただきたいんですが、例えば当初書類が整わなくてなかなか大変だったと、そして、どういった書類が整わなくて、具体的に例えば今回の書類の中でも出ていますが、カンノ346あたりでいうと、何が書類がそろわなかったのか、もし具体的にご記憶があれば説明願いたいと存じます。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 申しわけございません、私その当時のことを思い出しますと、個々具体的に、これはこれが足りないということはそうではなくて、そういったものであわせてやるという方針に関してわかりましたということでお話ししたので、個々の具体的な事例の中でこれが足りないというのは、ちょっと今は認識していませんし、今は覚えてもおらないというところがございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろこの委員会があったときに、いわゆるあれは通産省でしたか、復興のほうからだか来て、書類がなくて行政の判断で解体してもいいんだよというふうな通知が来たのにも関わらず、書類が整わなくてこういうふうになりましたという説明があったものですから、そういう国からの通達があっておきながら、塩竈市はより正確に書類をそろえて、万遺漏のないように処理するために、その書類が整うまでに時間がかかってなされたもののかなと、こう思っていたんですが、国の通達でいうと、行政側のそれは判断でやってもいいですよという説明、書類が来ていたというのがわかりましたので、だったらなぜそんな回りくどいように、書類がなくてこういうふうに寄せ集めましたというふうになったもののかなと、なかなかその辺も理解しなさいといっても、片や国は書類なくてもいいよというのに、塩竈市さんは書類が整わないのでこういうふうになりましたと言われると、何を信じて何を理解すればいいのか私自身ちょっと理解不足だったので、そういうふうなことがどうだったのか、例えば具体的に、先ほど来質問したら抵当権云々というのがありましたけれども、そういうものがそろわなかったのかといえば、それは個人の秘密的なものもという、そういう思いがあったものなのか、例えばそういうものがあつたのでなかなかそろわなかったのかというのとか、例えば謄本というのは流されてなかったりなんだりしたので、そういうものがなかったのか、そういういろいろな、何がなかったのかなと自分でも考えますと、登記簿謄本なんかは住所ではなく地番でいっていますので、そういったもので何が本当に具体的にわかればなというふうな思いで質問させていただきました。

では、なかなか記憶がないということなのであれなんですけれども、では支払いのチェック、確認、支払い命令というのはどなたがなされたのか、最終的に、その辺を具体的にご説明賜ると助かるんですが、よろしくお願ひしたいと思います。村上さん、お願ひいたします。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 支払いに当たりましては、基準がございますけれども、大概のものは産業環境部長までという形で決裁をしているかと思ひます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 産業部長さんまでといろいろなあれがあるというんですが、その確認、責任を持ってその支払い命令というのは、やっぱり下から積み上がってくるものと思うんですね。作業指示を出しました、まず一番最初に住民から申請がありました、それを受けて現地調査を委託して、そうすると災害復旧連絡協議会の業者さんか何か存じませんが、何平米が

あって金額がこのくらいですよというのを、それを行政側が精査して、そして作業指示として出すと。そして、作業完了した場合に請求書を出してもらって、それを支払うというふうな、そういうやりとりをしていたというと、先ほど来確認していたんですが、では最終的にその本当に写真がなかったりなんだりしたものを、誰が認めて支払いの許可を出したんでしょうか。それをお答えいただければ助かります。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 当時のことをお話ししますと、完了報告というのはやはり上がってまいりますので、それに基づいてきちんと担当者は確認しております。その報告に基づいて、私として、では了としてお受けしたわけなんですけれども、その中で写真が今回ありましたけれども、9点ぐらいでしたでしょうか、写真がないとか何とかというのは、余り私の頭の中にはちょっと残っていなかったというのが正直なところでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 村上課長さんが全部1点1点、1件1件現場に行ったりなんだりしたのではなく、同じ職場の仲間が行ったりなんだりして、書類が積み重なって、課長さんは課長さんの印を押して承認していったというふうに、こういうふうに順番に係員、係長、課長補佐、課長と、あとその上には次長さんだ、部長さんだといろいろあって、そして会計係にあって、会計課長さんが判こを押して、これで例でいうと814万1,700円というのを支払っているんですけれども、ではここでいうと、村上さんは担当者を信じてやったんだべと思うんですが、担当者が判こを押してきたものを、まさか本当に写真あったのかまでは組織上できないと思うんですけれども、そういうのが多々あったのではないかなと思いますので、では会計係さんのほうは、書類が上がってきたものはどこまで、ただ数字が814万1,700円だから、はいと支払いをしたのでしょうか。そこでの確認というのはしなかったんですか、それだけちょっと確認をしてください。会計係って……会計課長も、組織上なくなったんだっけ。(発言あり) ああ、そうなんですか。では、あとこういう支払いを最終的に認めるのは副市長さんなんですか、どこまでこういった支払いは確認をされたんでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 委員ご承知のとおり、市役所の場合は決済規程というのがございまして、支出のまずは する場合は判この額、そして、それに基づいて今度は支払い命令の決裁区分、それぞれございます。したがって、その額に応じた決裁区分によりまして決裁した

上で、会計課のほうに回ると。ですから、ものによっては副市長まで上がってくるものもあれば、今村上課長が説明申し上げましたとおり、この件についてはほとんどが大きくても担当部長、あるいは担当課長で決裁のものだということでございますので、ちょっと我々に上がってくるというのはなかったと思いますけれども、あと支払い事務については、きちんと会計事務に従って支出しておりますので、これについては、履行確認したものについて支払いの決裁があったものについては、会計のほうでは適正処理しているということで我々は思っております。以上であります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 最後のほうが何か、ちゃんと決裁されていると思うでいいんですか、思っていた、何かそのように思いますとかと言われても、していましたとかと言われるんだったらわかるけれども、思いますでは無責任な回答ではないかなと思いますけれども。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 いわゆる支出を決裁する者が私ではありませんので、しっかりとその決裁する者が、会計管理者がしっかりとその書類を判断した上で支出をしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ある程度の流れの書類が整っていれば、そういうふうになってちゃんとやっていたよという今説明だと思います。しかしながら、この委員会でのやりとりでは、なかなかそうなんですかというの、私自身納得はしていません。逆に、クエスチョンマークが多いものもあります、正直なところ。それで、何をそういうふうに言うんですかと言えば、簡単に言えば解体の件で、先ほど来流出した、土台だけだ、いろいろなケースがあります。瓦れき処理だって半壊も大規模も10件くらいあるし、なぜ半壊なのに瓦れき処理するのかなど、そういう疑問もあります。また、先ほど来質問の中で出た、流れたような建物が解体がなされると、土台だけだとかそういう話を聞いていると、ちょっと本当に大切な国の税金が本当に履行されたのかなと、そういう履行確認までしたのかなという疑問は私は残っています。

それで、簡単に言えば、確認したいのは、土台だろうが1軒の家の解体だろうが、半壊になっているやつだろうが、平米数が違っても実際の登記簿に出されている、例えば120平米だというのが流されていないものが、単価でなぜ出てくるのか、同じ単価で。そういうのを疑問に思いませんか。実際に家がなくても登記簿になっているから、その分で解体したんですよと

言われて、誰が信用しますか、納得しますか。私たちだって復興税というのをとられて、それが回っているとしたら、本当に被災した本当に苦しんでいる人にそのお金が回るんだったらいいですよ。なぜ建物がないものに登記簿の平米数で請求されて、それを認めて、写真もない、認めて、事務処理ができましたと言えるんですか。私は違うのではないかなと、こう思うんですけれども、私だけが、あんたの思い過ごしだと委員の中で言うのだったら言われても結構ですけれども、私は自分の信念に基づいて、この膨大な資料を拝見して、見れば見るほどそういうものが出てきておりました。だから、誰が責任を持って支払いとか指導、合算したりなんなり、家がないものまで支払いの指示というか確認をしたんですかと、何回もこの委員会があるとき、検収したんですかと、協議会から出された請求はちゃんと支払っていましたと、それはそのとおりだと思いますよ、出されたもの。だけれども、我々はその協議会が出してくる請求というのは、本当に住民のためになっている請求書なんですかということを知っているんですよ。私の質問おかしいですか。そこなんです。だから、資料を見て、何で土台しかないものなの何だのがそうやってなるのか、そして最初のころは、危険物解体関係の寄せ集め関係では、書類が整わなかったからと後でこそこそと出てきたりするから、本当に混乱の時期もあったかもわからないけれども、行政はそれでいいのかなという単純な思いなんです。もし、そのお金が国民のためにまた別な意味で使われるのだったら、ああと思うんですけれども、何かその辺が、ごっくんと飲んでああそうでしたと、私は納得いかないね。本当にそれがちゃんとわかって、ああそうでしたと市民に、何回も言うようですが、市民に説明できるくらいのやっぱり答弁とかそういうものを欲しいなと私は思いますが、全体的なそういう私の今質問していることが、いや、あんた違うよというのだったら言ってもらえば、どこか違うのか私反省して直したいと思いますので、その辺私にご指導とかありましたらご答弁願いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 菊地委員のご質問にお答えになるかどうかはわかりませんが、お話をさせていただければと思います。

先ほど来、当時の担当課長が、解体申請が上がってきたものについては、逐一現場のほうで立ち会いをさせていただきましたというご報告をさせていただいております。その中で、所有者の方が、かなり形をとどめなくなったものでも、そこで何十年生活されたさまざまな品の中にあった場合は、やっぱり解体ということで一つ一つやっていただきたいというお話が

あれば、それらについては地域住民の方のご意思を尊重して、解体作業で取り組ませていただきましたということをお話しし続けております。しかし、同じことを、今それでいいのかというお話であります。やはり、我々は建物の所有者の方の思いも一定程度受けとめなければならぬのではないかと。例えば、自分自身の家が残念ながら半壊あるいは全壊になったと。でもその中にさまざまな思い出、あるいは大切なものが詰まっておりますと。せめてその中から1つでも2つでも回収したいという思いは私はわかります。したがって、先ほどの課長の答弁は、ああそういうことでやってくれたんだなという思いで聞いておりました。そのことをお話をさせていただいております。着手のときにも、所有者の方に立ち会っていただいて、では家屋解体でやりましょうというお話をし、その後に協議会のほうに測量といえますかそういうものをお願いし、それらに基づいて塩竈市が積算をさせていただき、一部写真がなかったということについては我々の反省材料でありますので、そういったものについては、現地は今でも恐らくは空地になっていると思いますので、そういったものを確認をする作業をさせていただきたいと思っております。今申し上げましたように、あくまでも土地並びに家屋の所有者の方々のご意思を大切にやってまいったと、結果的には、ただの解体よりも手間暇がかかったという事例が恐らく相当あったということは推測ができます。そういったことをぜひご理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 そうですね、私もその解体される家屋の持ち主の方の受けとめ方というのは、本当に先ほど村上前課長さんが言ったとおり、いろいろな思いがありますよ。それを尊重して解体していただいたというのは、本当にご苦労さまと私は言いたいと思います。しかしながら、先ほど市長さんが、協議会が測量して云々というふうな言葉がされました。その協議会さんが、じゃあ何で建物がないのに出してくるんですか。それは住民の方の気持ちではないですよ。住民の方は、半壊だろうが全壊だろうがあつて、そこで解体したいというのは、それはそのとおりだと思うよ。村上さんがおっしゃるとおり、本当に心を痛めて、住みなれた家が、フォークリフトか何かわからないですけども、そういうもので壊されたり、悲しいですよ。それはそのとおりだと思います。私も認めます。しかしながら、資料に出ている土台しかないとか、そういうものが何で平米数が請求されて、それに支払いをするんですかと聞いているんですよ。島民の気持ちはわかりますよ。私は行政として、土台とか、ないものがどうして単価と一緒に請求されているんですかと、そこを聞いているんですよ。島民の心をどうの

こうのと言っていないですよ。私は本当に、自分の持ち物も解体していただきました。建物があつたものがなくなるというのは、本当に寂しいですよ。それは十二分にわかっています。そして、こういうものは必要ですか、必要なものは自分でとってくださいね、何してくださいねと、本当に親切にやってもらったのは事実ですよ。それは認めます。しかしながら、この資料の中で出ている流出された土台だけしかないとか、そういうものが何でその何百万円もの請求が来るんですかと、その疑問をだから言ってくださいよ。おかしいじゃないですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど村上課長のほうから、コンクリートの基礎しかないものは解体という形ではないですということをお話しましたよね。ですから、その写真の中で木材が積み重なっているような状況であっても、それらについて一つ一つ外して、今村上課長はご位牌という言い方をさせていただきましたが、さまざまな、中であつて被害に遭つた方にお渡しできるものはできるだけ回収したいということで、そのような取り組みをさせていただいたというご説明をさせていただいたと思います。ですから、その写真に写っている木材、材料を一つ一つ撤去してやって、基礎しか残っていないというものは、基本的には建物の解体ではありませんが、コンクリートを撤去しない限り更地になりませんので、そういったものについては基礎のコンクリート解体という形で取り組みをさせていただいているのは事実であります。このことも思い起こしていただきたいのですが、初め環境省からは、コンクリートの基礎は対象にはしないというお話がございました。ほかの地域では、コンクリートの基礎は取り壊さないで建物だけを解体したという事例が実はかなり多かつたわけでありまして。しかしながら、本市におきましては、その部分がもしかしたら単独費になつてもいいから、やっぱりコンクリートを壊さないで更地にできなかつたら、所有者の方々は大変厳しい思いをされるということで、コンクリート解体も本市は初めから解体費用の中でやって結構ですというお話をしつてまいりましたので、そういった事例を村上課長はお話をさせていただいたということでございますので、決してないものまで解体費用で計上したということではないと判断をいたしております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 だったら、ちゃんとしたというんだったら、私は別に村上さんを責めているわけではないし、例えば解体するのだから面積によつても1件1件違ふと思いますよね、建物、その単価が違ふ。だけれども、最終的にはそのコンクリートも壊す、何も壊すという、そつうい

う解体するものの平米数が減っていたって、同じ、何回も言うようですけれども、登記簿の面積でやってきているのがおかしいのではないですかということなので、それが全部現地に行って、その建物、物件を見た、確認しました、だったら、その確認したときの写真だのあればいいんだけど、どう見ても、私の見方が悪いかどうかわからないんですが、建物と言えるものがないものに、なぜ平米数の単価をかけて解体しましたと言われても、それはちょっと市民に対して説明できないのではないですかということなので、そこだと思えますよ。書類の中で、これでいいか、これは瓦れき撤去、だから、この中にも解体となっていないし、瓦れき撤去となっているんですよ、解体のほうで。だから、何を見てやったらいいのか本当に、ページで言うと67ページ、瓦れき撤去となっていて、だからこの辺が、ちゃんと建物となっていて、作業指示を出すときに、こいつは何百万円だよというものがなされてきたと、寄せ集めだって800万円台というのが十何件ありますよ。それが、本当に1件1件家があったのだったら、私はいいですよというの。それが流出したただ何だというものまでちゃんと同じ単価で解体みたくなっているから、それはどういうことなんですかということなんですけど、こういう質問するのは、私は別にこう、どうなのかなと率直に聞いているんですが、このことについて、この資料の（その12）の2ページの一番下、これだって、本の985、68ページ、さっき見てもらったのだけれども、なかなかこう、そしてこの方はいろいろとこうやっているし、あとその前の写真でいえば83ページなんか、瓦れき処理だから完了の写真がないのかななんて私なんかは思うくらい、本当に仕事する前とやった後が全然なっていないから、先ほども言っていたとおり、何を信じて何を了解すれば私たちがいいんだか、じゃあその根拠をちゃんと説明してください。

○志賀委員長 村上さん。

○村上氏 言葉足らずのところがあったようですので、本当に申しわけございませんでした。我々解体に当たりましては、解体申請を出していただいて現地調査をすると、その上で積算をさせていただきます。建物の大きさ、それとか作業内容、そういったその作業内容やボリューム、そういったものに合わせて工賃といいたいまいしょうか、解体に伴うお金の積算をさせていただきます。ですので、何度も言いますが、建物があったものは建物があったなりの単価、ないものに関しては、ないものというか半壊以上で、もう大分崩れてしまっているものに関してはそれなりの単価という形で金額を示させていただきます。解体の指示をしているということが正確なところでございます。以上です。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 菊地委員の今のご質問の中で、例えば登記簿の面積と同じ面積でやっているのではないかというお話でありましたが、1ページの84の7、寒風沢で解体面積が180、登記簿面積が275プラス104になるんですか、こういった形で、決して登記簿面積と同様の部分を解体したということではなくて、測量に応じて、恐らくこの84の7についても実際流出したもの等がございまして、解体面積としては180平米で計上させていただいた。ほかにもございます、代表的な事例としてこういったものをご説明させていただければと思いますが、決して全てが登記簿面積ではないということをご理解いただければと思います。

○志賀委員長 時間です。

伊勢委員。

○伊勢委員 同じ資料のちょっと確認だけさせてください。12番の(その12)のところ、先ほどから質疑されておりますが、ページ数でいうと168ページのところです。それで、一つは全体として58件の番号が振られております。これも一つ一つ丹念に同意書それから罹災証明願との関係でいうと、流出したものが、例えば上の番号でいうと8、187ページ、野々島ですね。それから12、これも野々島。13、これも野々島。17、これも流出。それから25、これも後ろのほうの書類を見ると流出。26、これも流出。隣のページの43、寒風沢のところでも流出。44ページのところでも寒風沢、これも流出になっております。そのほかは危険建物解体の申請との取り扱いになっておって、その辺は納得するわけですが、一つはそういうことが、よく見てみると見受けられるというのが1点です。そこで、ちょっと確認のためにお聞きするんですが、前ページのところでは、いろいろな表をくっつけながら現場写真、そして前の調査委員会のところで別冊102件以外のところでは、解体面積、登記かな、登記簿の面積、あるいはその実際の登記書、今回写真が添えられましたが、こちらは実際にそういった書類、つまり申請手続に移っていく上での写真、それから登記簿での面積のそういった申請書、図面、こういうのは持ち合わせているのかどうかちょっと確認させてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 先ほど来、ちょっと写真についていろいろご質問等いただいて、大変恐縮でございます。写真がないというものも確かにありまして、協議会のほうには少しでも早く解体し処理を急ぐようにというようなことで、どうしても現場の作業を優先して、結果としてちょっと写真がばらつきがあったり、十分な写真を残すことができなかったようなケースがあ

ったようでございます。ただ、いろいろたくさん膨大な写真等はいただいておりますので、そういった整理の中でこういった瓦れき処理で対応したものについても調査しておりますので、別な写真のつづりの中では、何件かこういったものも確認されてあろうかと思えます。今ちょっとこの場で、これがある、これがないというのはお答えすることができません。ご了承ください。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今後全部、一応流出の物件だけ課のほうに行って見てきたら、流出も解体というふうに書かれておりますので、そうなるようになっていくとなると、先ほどから議論されていることも含めて、この件で一通り前段と同じように必要な書類、つまりは法務局ですか、届け出の実際の面積、それから図面、そして写真、これもぜひ出していただいて、今回はちょっと精査するのは無理ですので、その辺はひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。これは要望で、委員会の資料、私としての資料請求として求めて、次回の中での質疑の中で行っていきたいと思えます。

それから、有価物の関係でちょっと確認だけさせてください。災害復旧連絡協議会の資料で、資料ナンバー平成25年7月12日に災害復旧連絡協議会の報告書が出されたんです、ちょっと分厚いやつね。そのページで言うと407ページのところを見ますと、口頭でその有価物についてということで、越の浦仮置き場、平成23年度精算分としては2,905万4,640円が精算分、24年度精算分としては4,564万9,760円、合わせて7,470万4,400円が市のほうに納付済みだということで、協議会から納付しておりますということなんですが、今回出た資料をちょっと改めて確認をさせていただきますと、ページ数でいうと（その12）の289ページのところに、平成25年1月10日に協議会の和田会長名で佐藤 昭市長に実績報告書というのが載っています。後ろのほうは、全部それまでの過去のさまざまな有価物の報告の総まとめがこちらだと思うんですね。さっき副市長が回答の中で、平成25年1月10日ですか、15円というのを決めたと、それを裏づけるのはこの資料なのかなと思ったんですが、そこで私もそういうことで、その協議会のほうで先ほど言った報告があるわけですが、これは目の子勘定なので、果たして本当に、言ってみれば確認できるのかどうかよくわかりませんが、平成25年6月10日の開催の資料で、先ほどどなたかも前段、志子田委員さんが質疑をして、29ページのところにそれぞれ越の浦の処分、金属の処理、自社処分も含めて一応合計で出されています。浦戸も含めて。合計ということで全部出されているんですね。そうしますと、少なくともこの協議

会が一応報告ということで出した7,470万4,400円、しかしその実際にかねあわせてみると、キロ当たり5円でいいんですよね、キロ当たり5円で一応合算すると、実際にその8,471万9,650円が正しいのではないかと、一応計算すると。しかし、協議会の報告は7,400万円ですから、ざっと1,000万円近くの差が出てくるんです、計算上。そうすると、協議会の報告自身が、当時の報告で、口頭での報告のようですが、これはちょっと私もどういふふうにつまえていいのか、協議会の報告の有価物の一応の23年、24年の越の浦、当時の金額と、実際に5円というふうにつまえて計算をすると、先ほど言った合計で、越の浦と浦戸も合わせると8,471万9,650円になるんですね。その辺の差はちょっと担当としてわかっていらっしゃるのかどうか。わからなければいいんです、その辺の確認だけ。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池環境課長 伊勢委員お尋ねの、まず289ページ、これにつきましては、先ほど来お話ししておりますとおり、25年1月10日に覚書を結んでおりますので、それに基づきまして既に処理が確定している23年度はこの1枚で一括で報告をまずしている書面になっております。6月10日の資料のその有価物の一覧、29ページですか、そちらのほうと処理量等は一致しておりますものと我々も認識しておりますが、先ほど来15円という話が出ておりましたけれども、その中で8円を市のほうに納めるという形で覚書を結んでおりますので、この1月10日の実績報告書に、この掛ける8円という形で書いておりますので、29ページの表についても、合計欄一番右側の一番下の欄になりますけれども、ここで7,470万4,400円ということで一致しているものと認識しております。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 （「確認だけ」の声あり）菊地委員。

○菊地委員 先ほど市長さんから登記簿だのに載っているより少ないよと言われました。そして、今うちのほうの志子田委員さんから、ページ数をお話ししてその番号で言えば、そういうのもありますよという、私が全部間違った質問をしていると捉えてもらっては困るので、例えば資料ナンバー（その12）の7ページ、一番最初の番号が102、ここなんかは、例えば流出、この70の本の249、そして本の298、これは流出となっています。それで、この流出というか登記簿でなく、これは例えばこういうのもありますよというのは、これは登記簿です、登記簿で160になっているのが、ここで解体は436.5、こういうのも実際問題、そしてこれは写真もないし、流出になっているんですね。こういうことがどうなんですかと、確かに登記簿で100くらいあって、16平米くらいしかやらなくて、十五、六万円の支払いというのもありま

すけれども、この一番最後の7ページの前に102と書いて、その中に4項目あって、70、「本
ー000249」というのが436.5、そしてこっちのほう細々とありますけれども、足しても
こんなにならないんです、160平米くらいです、そして写真もない、そして金額が493万5,042
円、こういうものがどうなんですかと、こう聞いているんですね。あと、その下も違ってい
るということなので、確かに登記簿よりも減っているのもあります、あと同じ平米数のもあ
ります。しかしながら、こういうふうに写真もない、流出だって別な資料でなっていて、こ
ういうものがどうなんですかと私は聞いているので、この辺をはっきりと説明していただ
ければいいのかなと思います。これで私は終わります。

○志賀委員長 今の質問に対しては、答えは。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 菊地委員ご指摘のとおり、登記簿の面積あるいは資産証明の面積と解体を
指示した面積、これが一致しているのもございますし、逆にどうかそれ以外に、やはり解
体面積のほうが大きいもの、あるいは逆に解体面積が登記簿謄本よりも小さいもの等々、そ
の辺混在してございます、その辺は事実でございます。それについて、とりわけ写真がない
もの等については、私どもちょっとそういったあたりもきちんと皆さんにご説明できるよ
うに、例えば現地赶赴いて、もう一度なご現地で確認するなり、あるいはまださらに未整理の
部分の写真もございますので、そういったものもなお明らかにしながら、そういったことを
きちんと確認できるように引き続き努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいた
します。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうから、最後に1点だけ質問させていただきます。今回の本委員会に資料請
求をしていて、出ない資料について回答があったわけですが、ちょっと詳細聞き損じ
たし、再度お聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、改めてご説明申し上げますと、今回資料要求があつてお出しで
きなかつたものというのは3点ございまして、1つは島民給与に係る業務日報等の資料、こ
れは既に24年1月分は出しましたので、それ以外のものを出していただきたいということが
ございました。また、2つ目としましては、平成25年6月25日開催の旧塩竈市災害復旧連絡
協議会報告会資料における浦戸諸島の請負額、これが全部で13億7,287万3,950円ございま
したけれども、これらの業務ごとの支出の内訳という要求でございました。そして、また3つ

目としましては、浦戸地区の危険建物解体に係る東華建設株式会社様と東北重機工事株式会社の協議会への請求書というこの3つでございましたけれども、これにつきましてお出しできないという理由がございました。その内容について申し上げますと、8月1日に私どもとして旧協議会事務局へ資料の提出を依頼いたしました。8月8日文書にて回答がございました。その内容は、これまで委員会に出席し、誠心誠意ご説明をしまいたところですが、今般会員の一部の方々から執行部5社へ民事訴訟が提訴され、係争中であるため提出を差し控えさせていただきたいという内容でございまして、そういったことに基づいて今回は提出できないということでした。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうしますと、民事関係の裁判の関係で出せないということで、端的に言えばそういう形よろしいですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 旧事務局のほうから、そのような申し出がございました。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今答えられた部長さんは当事者でないわけですが、そうすると普通解釈としては、これを出すとまずいというそういう解釈に、裏を返せばそういうふうになるかなというふうに思うわけです。何も問題がないのであれば正々堂々と出していただいて、これで私たちのあれは問題ないですよという、そういう証拠書類になるようなものだと思うんですよ、私は、本来の形でいけばね。これ出せないということは、裏を返せばこれはまずいんだというふうに私は捉えますが、皆さんどういうふうに考えるのかはいろいろ考えていただいて、私の最後の質問は終わります。

○志賀委員長 ほかに発言はございませんか。

なければ、質疑を終了いたします。

次に、追加資料の要求等があればご発言をお願いします。

伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど前段述べましたが、この資料12の168ページにかかわって、出せる写真あるいは図面ですね、こういうものについて請求をしていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。それから、法務局の登記の一応写し。（「これにかかわる登記簿ね」の声あり）はい。よろしくお願いをいたします。

○志賀委員長 ほかにございませんか。

では、ただいま要求された……はい、志子田委員。

○志子田委員 中倉のほうで、最後に6,200立米から出たスクラップが218トンあるというんですけれども、それ県に委託したのを処分した内訳と、どのように金額、処理したのか、それ表をつくって出してもらいたいんですけれども。お願いします。

○志賀委員長 ただいま要求された資料について、当局において確認をお願いいたします。

内形副市長。

○内形副市長 まず、伊勢委員さんより1件の要求がございました。本日提出しました資料（その12）の168ページにかかわる関連資料ということでございます。我々、委員あるいは当調査委員会で要求している部分については、これまでしっかりと答えてまいりました。なお、これにつきましても、どの程度の内容なのか、どういう範囲なのか、今雑駁のご質問でございますので、なお確認の上、出せるものについては用意させていただきたいと思っております。

次に、志子田委員の中倉処分場の県に委託しました二次処分の有価物の価格、あと量の裏づけという部分でございますが、これについてはしっかりと、県のほうから報告が来ておりますので、これらにつきまして資料をまとめさせていただきたいと思っております。以上であります。

○志賀委員長 お諮りいたします。資料については市当局から回答がありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決しました。

参考人の皆様に対し、特別委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中を本委員会にご出席いただき、貴重なご意見を賜り、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時20分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会副委員長 鎌田礼二